

## 論 説

### フランスにおける「労働組合権」と「結社の自由」(1)

大 和 田 敏 太

#### はじめに

#### 第1章 結社 (association) の一分枝としての労働組合 (syndicat) ——その実態と理論

##### (1) 実態：労働組合（1884年法）と結社（1901年法）の混在

- ① 労働組合規約届出義務
- ② 企業内労働組合支部の法的性格
- ③ 失業者・退職者の労働組合組織
- ④ 使用者組織
- ⑤ 看護婦調整委員会

##### (2) 学説における「労働組合」と「結社」

#### 第2章 現行立法制度における「労働組合権」

##### ——「結社の自由」との関連から

##### (1) 現行立法制度における「労働組合」の地位

##### (2) 労働法典による「規約届出主義」と「組合の自由」の空隙

##### (3) 労働法典における「労働組合」の概念と地位

- ① 「労働組合」の概念
- ② 労働協約当事者
- ③ 労働組合構成員

(以上本号)

#### 第3章 判例における「労働組合」の地位

#### 第4章 「労働組合権」の歴史的生成と「結社の自由」

#### はじめに

フランス憲法前文は、「すべての人は、組合活動によって、その権利および利益を擁護し、またその者が選択した組合に加入することができる。」と莊重に宣言し、ここに、「組合の自由」は、憲法上の人権としての地位を確認され

ている。この憲法上の規定は、自由権としての「組合の自由」の確認にとどまるものではなく、前段の「組合活動によって」という文言の存在は、「労働組合権」ないし「労働組合活動権」の積極的保障を含意している。その具体化は、労働法典の条項が、詳細に規定し、体系化している。

労働法典における「労働組合権」の保障は、後述のように、その内容からすると、「権利確認規定」と「権利創設規定」とに区分することが可能である。前者の権利確認規定は、憲法による「組合の自由」保障規定の具体化と位置づけることができる。しかし、問題は、憲法理念の次元における「組合の自由」=「労働組合設立の自由」の理念の存在にもかかわらず、労働法典の体系としては、労働組合の「自由設立主義」を採用せず、「届出制度」を設けたことである。そして、労働法典は、「届出主義」の枠内での労働組合の存在しか認容せず(「非届出」労働組合には、私法的効果の剥奪のみならず、刑事制裁・解散命令を用意する)，いわゆる「法外組合」の存在をその制度のなかに認めようとしていないことである。そのため、労働法典のなかにあって、本来的には「権利確認規定」たるべき規定が、労働法典の制度化している体系のなかに組み込まれ、その枠内での「権利創設規定」に従属するものとして位置づけられている。

このように、労働法典が、労働組合の厳格な「資格制度」を設けたにもかかわらず、実際には、その「資格」を充足しない「非届出」労働組合が、多数存在する。フランスの今日の労働組合運動の実態を正確に把握しようとすれば、そのような「非届出」労働組合の役割を重視する必要があるが、前述のように、労働法典の次元では、この「非届出」労働組合は、「労働組合」としての法的資格を付与されていない。しかも、その解釈として、「法外組合」の存在を認めないとすると、これら「非届出」労働組合は、いかなる法的存在として、フランス法制度のなかで、位置づけられるのであろうか。その回答は、一般に、「非届出」労働組合は、非営利法人(association)としての法的存在であるとされている。

この非営利法人は、フランス法上、法人制度の根幹をなすとともに、「結社の自由」の承認の直接の帰結でもある<sup>(1)</sup>。したがって、ここで結論のみ提示す

れば、「非届出」労働組合は、「結社の自由」のコロラリーである非営利法人そのものであり、そもそも、「届出」たると「非届出」たるとを問わず、労働組合は、広義の「非営利法人」制度のなかに包含されるのであって、労働組合権は、「結社の自由」の具現に過ぎないのである。

労働組合の「結社の自由」的性格、その一部を占める「非届出」労働組合の「非営利法人」としての法的存在という、このような理論的帰結は、その現状分析自体が本稿の課題のひとつとなるが、さらに、注目すべきは、それが、労働法典における立法技術上の単なる所産ではなく、歴史的に形成されてきたものであって、フランスにおける労働組合の存在形態とその理念の本質、および、そのような労働組合の法的世界への取り込み（法内在化）の特殊性に関わるということである。つまり、根本には、「労働組合権」と「結社の自由」の相互浸透性、むしろ、「結社」の一分枝としての「労働組合」の生成、その過程を通じた、「結社の自由」の一発現形態としての「労働組合権」の承認という歴史的経過を見なければならぬのである。

前述の労働組合の存在形態・その理念の歴史的あり方は、団結権の質を規定するものとして、労働組合の発生史的存在形態を分析する試みは、労働者集団の形成過程と団結権理念の生成の視点からすでに着手しているが<sup>(2)</sup>、本稿では、「労働組合 syndicat」の概念と組織構造の生成過程の二重的側面に着目し、「労働組合権」の歴史的生成、その「結社の自由」との相互浸透性の解明が課題とされなければならない。すなわち、労働者集団としての「労働組合」は、その歴史的過程において、フランス社会主義運動の特有の理念と形態である「association（協同組合）」運動のなかで、形成されてきたこと、そして、政治・社会運動から分離独立し、労働運動の固有の領域において、「労働組合」がその存在を認知されようとした時期、「労働組合」は、固有の名称を有しなかったため、「職業組合」として、労働者の団体である「労働組合」が、使用者の団体と同一の次元で、その正当性を獲得しなければならなかつたのであった。他方、「労働組合」の法認（1884年法）以降、その法認にもかかわらず、「非届出」労働組合、「非公然」労働組合ないしは「非正規」労働組合が大量に存在し続けたという事実が、労働組合の概念とその法的性格に

与えた影響は、大きかった。このような歴史的な過程の中で、「労働組合権」は、「結社 association の自由」と不離の存在であった。そのことを裏付けるものが、立法史である。

フランスにおいて、「労働組合」の法認・「労働組合権」の承認を実現したのは、1884年3月21日法であるが、同法制定当時、「結社の自由」は、未だ確立していなかった。その後、1901年7月1日法によって、はじめて「結社の自由」が実現した。「労働組合権」の法認が、「結社の自由」承認よりも先行したという歴史的事実は、ひとりフランス特有のことではなく、ドイツでも同様の経過を辿っているが<sup>(3)</sup>、現行憲法体系における「労働組合権」と「結社の自由」の位置づけは異なってきている<sup>(4)</sup>。フランスにおける歴史的経緯は、一般に、個別的な「自由主義立法」(そのひとつとしての「労働組合」法認の1884年法)が先行し、最後の「仕上げ」として、「結社の自由」立法(1901年法)が登場したと解釈されているが、いずれにせよ、この過程において、「労働組合権」と「結社の自由」がいかなる相互関係にあったのか、検討する必要がある。この作業によって、先に示した、「結社の自由」としての「労働組合権」の生成、「結社」の一分枝としての「労働組合」の形成の過程とその論理が実証されるであろう。

立法史の検討は、現行立法の分析をも必要としている。すなわち、労働法典が労働組合権の確立と拡張を進めるなかで、「労働組合の制度化」が実現したことである。この「労働組合の制度化」が、「労働組合」の概念や地位にどのような影響を及ぼしたのか、明らかにしなければならない。しかも、最近の立法や労働政策が、「労働組合の制度化」のなかでの、労働組合の地位の低下(「労働組合の市民団体化」)の方向にあるだけに、その変化の意義も問われなければならないであろう。「労働組合権」と「結社の自由」の今日的位相関係が、改めて問われなければならない由縁である。

以上、本稿が課題としているところ、ないしは検証すべき仮説を述べてきたが、そのすべてを、全面的に対象とすることは困難である。本稿では、「労働組合権」と「結社の自由」の相互関連性の解明に課題を限定して、どのような課題を対象とする分析を、実態的・理論的・歴史的に展開する。

実態的分析（第1章(1)）では、労働組合規約や最近の争議例を検討の素材とする。理論的分析では、労働組合、結社、非営利法人に関する学説（第1章(2)）、現行労働法典解釈論（第2章）、判例動向（第3章）を対象とする。歴史的分析（第4章）では、「労働組合権」生成過程における、規定的・背景的要因を素描するとともに、「労働組合権」を承認した1884年法の適用範囲から除外されていた公務員が、1901年法による「結社の自由」を享受して、1901年法のもとでの「労働組合」を結成することができるのかどうかの論争に着目し、この問題に関する議会報告書を対象とする。

本論に入る前に、若干の基礎的事実について、すでに言及したところもあるが、本論の叙述と重複しない限りで、予備的に、簡単な説明を加えておくこととする。

#### ( i ) 「法人制度」<sup>(5)</sup>

フランスの法人制度は、営利・非営利の目的で分類され、法律もそれに対応する。営利目的法人は、商事組合 (*société commerciale*) と民事組合 (*société civile*) に分かれる。非営利目的の団体は、非営利法人 (*association*) と財団 (*fondation*) であり、非営利法人は、本稿の考察の主要な対象でもある1901年法によって規制される。

#### ( ii ) 「職業組合に関する1884年3月21日法」<sup>(6)</sup>

1884年法は、労働者団結組織のあらゆる形態を禁止・処罰したル・シャブリエ法(1791年6月14-17日法)を廃止し、「職業組合 syndicat professionnel」制度を確立した。その範型は、現行労働法典に承継されている。同法は、「職業組合」の目的と構成員の範囲に限定を課すとともに、「使用者および労働者の職業組合」という形式のもとで、「労働組合」を法認した。その「労働組合」は、規約などの届出義務を課され、この届出義務履行の効果として、法人格を獲得する。現行労働法典は、「職業組合法」から「労働組合法」へとその重心を移行させるにしたがい、労働組合の目的や構成員の範囲の限定の撤廃や権利能力の拡張を図ってきたが、規約などの「届出要件」とその効果としての法人格の取得という原初的制度を維持している。そのため、そのような「届出要件」を満たさない「労働組合」(現実には、この方が多数を占める)の法

的性格が常に問題となる。

(iii) 「結社（非営利法人）契約に関する1901年7月1日法」<sup>(7)</sup>

ナポレオン刑法典として知られる1810年制定の刑法典第291条は、20名以上の者の参加する結社（association）の設立を、政府の事前の許可に服せるとともに、その違反にたいする刑罰を定めた。「結社の自由」禁圧立法であった。1901年法は、この刑法典第291条を廃止して、「結社の自由」を確認する<sup>(8)</sup>とともに、非営利目的の団体を、三種類に分類した。いっさいの要件を不要とする「非届出の非営利法人 association non déclarée」、規約の届出と官報への公表という要件を備える「届出の非営利法人 association déclarée」、公益目的を掲げ省庁によって認可される「公益性認定非営利法人 association reconnue d'utilité publique」である。「非届出の非営利法人」には、「法人格」を付与されないが（「法人格なき団体」）、「届出の非営利法人」および「公益性認定非営利法人」は、「法人格」を有する（それぞれ「小法人格」・「大法人格」と称される）。前項の1884年法により設定され、現行労働法典に引き継がれている、労働組合による規約などの届出義務を履行しない「労働組合」は、「非届出の非営利法人」と解釈されることが、一般に受け入れられている。

なお、第1章以降の叙述においては、以下の用語法を用いる。

(i) 「労働組合」

労働法典による届出義務の履行の有無を問わず、「労働組合」として広く社会に存在する団体を意味する。届出義務の履行という法定要件の具備が前提となって、「労働組合」としての資格が問題になる場合には、「労働法典における労働組合」・「届出労働組合」あるいは「非届出労働組合」と記述する。

(ii) 「結社」・「非営利法人」

いずれも、「association」の訳語であり、併用するが、本稿では、一応、以下のように区別する。

「労働組合 syndicat」との対比で、「association」が登場する場合には、「結社」とする。その「結社」は、基本的には、「労働組合」も包含し、個々の法的性格（1884年法準拠あるいは1901年法準拠など）を問わない。

「association」の法的根拠が問題になる場合には、「非営利法人」とする。

その「非営利法人」は、「結社の自由」を確立した1901年法により創設された「結社制度」を構成する「非営利法人」を意味する（法的には、「労働組合」が除外されるわけではない）。

一般に「社団」という用語が用いられる場合もあるが<sup>(9)</sup>、労働組合を「非公益・非営利法人」と定義することを可能としているフランスの制度と、わが国の「社団制度」との異同を区別するために、ここでは、「社団」の用語を用いず、「結社」あるいは「非営利法人」とする。特に限定をふさない場合には、「非届出の非営利法人」を指称する。

### (iii) 「syndicat」・「association」

一般には、「労働組合」・「結社」あるいは「非営利法人」の訳をあてているが、引用などにおいて、敢えて訳出せず、「syndicat」「association」の原語のまま、表現することもある。

#### (註)

- (1) 1901年7月1日法は、「非営利法人 association 契約に関する法律」という法律名を有し、「民法典」のなかに、参考条文として、挿入されていることなどから、法人の設立・運営・権利能力などの私法的側面に注目されることが多いが、フランスにおける「結社の自由」を承認した立法としての公法的役割も重要である。それは、同法が、大革命以降、「結社の自由」否認の立法的装置であった刑法典第291条を廃止したことによって、象徴的な意義を見いだすことができる。1971年、議会が、1901年法の改正問題（法人設立の許可制度の導入など）を取りあげた際、憲法院判決（1971年7月16日）は、1901年法が「結社の自由」の実定法上の根柢であることを明確に確認した。この憲法院判決に関しては、以下参照。野村敬造『第五共和国憲法と結社の自由』（金沢法学第18巻1・2号57頁、1973. 12）、同「1971年7月16日憲法評議会裁決」（比較法研究第34号145頁、1973）、樋口陽一『現代民主主義の憲法思想』（創文社、1977）80頁以下。
- (2) 大和田「フランス団結権生成史研究序説—トレランス体制下の労働組合の法的性格—」（高知論叢第9号49頁、1980. 3）。
- (3) たとえば、1869年北ドイツ連邦営業法による團結自由の原則的承認と、結社法による規制との関連について、西谷敏『ドイツ労働法思想史論』（日本評論社、1987）143頁以下参照。
- (4) ボン基本法は、第9条において、その第1項が「結社の自由」を、その第3項が「團結権」を保障するが、フランス憲法前文は、完全に分離して規定する。

(5) 邦文文献としては、さしあたり以下参照。

山本桂一「フランスにおける組合法人論」(法学協会雑誌第65巻4号196頁, 66巻1号25頁, 67巻2号134頁, 1947. 11, 1948. 7, 1949. 8)。同「フランスにおける営利組合と非営利社団について——フランス企業法と団体法の一考察——」(法学協会雑誌第73巻6号671頁, 74巻2号128頁, 75巻6号690頁, 1957. 1, 5, 1959. 3) (いずれも、同『フランス企業法序説』(東京大学出版会, 1969)所収)。同「法人——組合の法人格——」(『フランス判例百選』(別冊ジュリスト, 1969. 12) 101頁)。同「会社と非営利社団——利益の追求——」(同上, 148頁)。森泉章「フランス「1901年7月1日法」——非営利社団契約に関する法律」(青山法学論集第14巻3号161頁, 1972. 12) (同『公益法人の研究』(勁草書房, 1977)所収)。林寿二「フランスの公益法人について」(国学院法学第8巻3号14頁, 1971. 1) (同『公益法人の研究』(湘南堂書店, 1972)所収)。同「フランス民法上の組合の結合構造について」(国学院法学第14巻4号11頁, 1977. 2)。同「社団契約に関する1901年7月1日法(訳)」(成城大学経済研究第12号257頁, 1960. 5)。中村武「フランス民法典の一部改正(組合法)について」(東洋法学第22巻2号1頁, 1979. 4)。奥島孝康「フランス私法人基本法の成立——民法典第三編第九章の大改正について」(判例タイムズ第427号46頁, 1981. 1)。早稲田大学フランス商法研究会「フランス私法人基本法制」(比較法学第15巻2号147頁, 1981. 7)。田中實「フランスの財団」(同『公益法人と公益信託』(勁草書房, 1980)所収)。小西美典「フランス法人論序説——判例を中心として——」(法学雑誌第6巻4号116頁, 1960. 3)。リヴェロ(兼子仁, 磯部力, 小早川光郎編訳)『フランス行政法』(東京大学出版会, 1982) 45頁以下。大野博実「フランス法における無届非営利社団」(早稲田大学大学院法研論集第23号55頁, 1981. 3)。

(6) 1884年法を対象とする邦文文献には、以下のものがある。

宮本安美「フランス職業組合に関する1884年法の制定過程——下院本会議までを中心として——」(法学研究第37巻8号71頁, 1964. 8)。島田陽一「フランス団結権史に関する一考察——1884年法・労働組合承認立法の生成過程の分析——」(早稲田大学大学院法研論集第25号115頁, 1982. 3)。同「フランス1884年法における労働組合承認の論理」(季刊労働法第127号138頁, 1983. 3)。北川善英「1884年法と「組合の自由」——フランス人権史の一考察」(横浜国立大学人文紀要第一類哲学・社会科学第27輯93頁, 1981. 11)。大和田「フランス職業組合法(1884年3月21日法)の資料的研究」(高知論叢第8号113頁, 1979. 11)。同「フランスにおける労働組合権の今日的課題(上)」(労働法律旬報第1201号31頁, 1988. 10)。中村睦男『社会権法理の形成』(有斐閣, 1973) 103頁以下。恒藤武二『フランス労働法史』(法学理論篇105d, 日本評論新社, 1955) 85頁以下。同「フランスの集団的労働立法概観」(法律文化第3巻10・11・12号150頁, 1948. 11)。平實『フランス労働者政策史論』(晃洋書房, 1976) 308頁以下。『佛國職

業組合の法律上の地位』(協調會, 1920) 5 頁以下。全國產業團體聯合會事務局『佛蘭西勞働組合法制』(產業經濟資料第六輯, 1931) 11頁以下。ポール・ピック(協調會訳)『労働法』(上巻)(協調會, 1932) 357頁以下。アンリ・カピタン, ポール・キューシュ(星野辰雄, 石崎政一郎訳)『労働法提要』(梓書房, 1932) 148頁以下。末弘巣太郎『労働法研究』(改造社, 1926) 281頁以下。山本桂一『フランス第三共和政の研究』(有信堂, 1966) 486頁以下。野村敬造『フランス憲法と基本的人権』(フランス憲法・行政法概論下巻, 有信堂, 1966) 275頁以下。ジョルジュ・ルフラン(谷川稔訳)『フランス労働組合運動史』(白水社, 1974) 26頁以下。

- (7) 1901年法・「結社の自由」に関しては、前掲(註)引用の文献以外では、以下の文献が参考になる。

浜田豊「1901年法における結社の自由と修道会の規制——フランスの政教分離の一側面——」(明治大学大学院紀要法学篇第18集195頁, 1981. 2)。井口文男「フランス憲法における政党条項について」(神戸学院法学第7巻3・4号243頁, 1977. 4)。和田英夫「フランス憲法院と人権の保障——「結社の自由」判決の検討とその後の動向」(法律論叢第50巻2号1頁, 3号71頁, 1977. 9, 11)。野村敬造「政党結成の自由を阻害する国民議会規則一九条の合憲性審査」(前掲『フランス判例百選』32頁)。小野善康「フランス憲法における政党の地位」(北大法学論集第27巻1号1頁, 2号209頁, 28巻1号135頁, 1976. 8, 11, 1977. 7)。

なお、稻本洋之助「帝国主義段階前夜のフランス法」(『国家・法の歴史理論』(マルクス主義法学講座 第4巻, 日本評論社, 1978)) 389頁は、「「結社の自由」の承認だけが著しく繰り延べられたのは、主としては、・・・「修道会」の処理と密接なかかわりをもったからであり、加えて、労働運動についての政策的判断を要したからである。」と指摘する。「結社の自由」の承認が、1901年法により実現した背景もさることながら、そのような歴史的経過を辿って承認された「結社の自由」の法構造が問題とされなければならない。本稿では、「労働組合権」(1884年法)の視点から、「結社の自由」の法的構造と理念を浮き彫りにすることになる。他方、「宗教的結社」である「修道会」の問題が、「結社の自由」に重大な影響を与えた。「政教分離」問題として、多くの文献があるが、本稿の主題からすると、以下の文献が参考になる。

小泉洋一「フランスにおける教会の自律的活動に対する司法的統制」(阪大法学第141・142号427頁, 1987. 3)。千々和義信「フランスにおける政教分離制度の成立——1905年法の審議・成立過程を中心として——」(関西大学法学論集第31巻6号26頁, 1982. 3)。

- (8) 「人的結社(associations de personnes)は、なんらの許可あるいは事前の届出を要することなく、自由に設立することができる。ただし、人的結社は、第5条の規定にしたがう場合のみ、権利能力を享有する。」(第2条)

- (9) 外尾健一「フランスの労働組合」(大野雄二郎・外尾健一『独仏の労働組合』(日本労働協会, 1968) 所収) 151頁は、労働法典の要件を満たさない「労働組合」を、「社団」と説明する。

## 第1章 結社 (association) の一分枝としての労働組合 (syndicat) —その実態と理論

### (1) 実態：労働組合 (1884年法) と結社 (1901年法) の混在

〈1〉 労働者の労働条件・権利の維持・改善を目的とする労働者の団体は、社会的存在としては、一般に「労働組合」として受け入れられているが、そのすべてが、「(労働法典における) 労働組合」の資格を与えられているわけではない。「結社・非営利法人 association」としての「労働組合」(1901年法に準拠している「労働組合」) が存在している実態を、最近の事例を通じて、具体的に観察してみる。そして、「労働組合 syndicat」と「結社 association」とが、同一次元で混在し、より根本的には、「労働組合」が「結社」のカテゴリーに内包されて存在している状況を確認する。

#### ① 労働組合規約届出義務

〈2〉 労働法典は、前述のとおり、労働組合の設立要件として、規約などの届出義務を課しているが、この届出義務は、1884年法制定当時、労働組合組織からの強い反撥を巻き起こした。そのため、1884年法は、労働組合の「追認と規制」<sup>(1)</sup>の制度にすぎないとして、「悪法」扱いされた。同法による労働組合への規制を警戒して、規約の届出義務を履行しなかった労働組合の方が、多数を占めることにもなった<sup>(2)</sup>。その後、幾次にもわたる労働法制の改革においても、この規約届出制度は、何の変更もなく、存続し、今日に至っている。労働法典が用意している「労働組合の特権制度」も、この届出義務を履行することなくしては、労働組合組織によって享受されないのであるが、それでは、この規約届出義務は、当の労働組合組織によって、どのように意義づ

けられ、どの程度遵守されているのであろうか。

〈3〉 まず、主要労働組合中央組織（ナショナル・センター）の見解を検討する。そのいわば「公式見解」である、労働組合の運営や法律問題に関する組合出版物においては、労働組合による規約の届出は、一般に推奨されている。たとえば、「規約の届出という要件は、労働組合が法的存在を獲得するために必要である。」(F O)<sup>(3)</sup>とか、「労働組合は、規約を届け出ることを条件に、職員を雇用し、財産を取得し、契約を締結し、訴訟を行なうなどの権利を有する。」(C G T)<sup>(4)</sup>、あるいは、「すべての労働組合の創立者は、規約および指導者の名称を届け出なければならない。」(C F D T)<sup>(5)</sup>とされるのである。このように、規約の届出自体は、一般的準則として受け入れられているが、他方では、加盟労働組合によってその要件が遵守されていない事例を想定した叙述も見いだされる。C G Tは、従業員代表機関の選挙に関して、使用者にたいするその選挙実施要求の提出や選挙に際しての推薦名簿の提出に関して、「規約がまだ市役所に届け出られていない場合には、これらの書類は、県連合U Dあるいは地域連合U Lの名前で、提出される。」として、「非届出労働組合」の存在を前提とした活動を予定し、さらに、「労働組合の規約の届出は、創立間もない労働組合の活動の展開への制御となってはならない。しかし、法的見地から、および労働組合の民主主義的な運営から、それは、重要性を有している。」<sup>(6)</sup>と、規約の届出への警戒心を解いてはいないのである。C F D Tにおいては、「労働組合を法的に届け出る前に、労働組合の設立がC F D Tの民主的な運営に合致していることを、連盟あるいは地方連盟U Rにたいして証明しなければならない。」<sup>(7)</sup>とする「組織原則」が明記され、「標準規約」が準備されている。「標準規約」の存在は、他の中央組織にも共通していることであるが、そこには、労働組合による自主的な規約作成によるよりも、各組織の「サンディカリズム原則」の遵守を重視しようとする姿勢が窺われ、「規約届出」という法定要件への警戒心が、依然として根強いことを示している。

〈4〉 このように、「規約届出」への消極的姿勢は、「公式見解」の次元では、曖昧な形で、推測されるにすぎないが、各労働組合組織の役員の個人的

説明によれば、各労働組合組織による規約作成の事実自体とともに、その届出の状況は明確ではない。以下は、筆者の問い合わせにたいする、各中央組織の担当者の見解である。厳密には、労働組合組織自体の見解ではないが、それを代弁しているものと受けとつてよい。

まず、C G Tにおける実情に関しては、「実際には、重要な労働組合だけが、規約の届出を行なっているにすぎない。C G Tにおいては、規約は、同一のモデルによって起草されている。」<sup>(8)</sup>と説明されている。C F D Tにおいては、「企業内労働組合支部および地域連合体は、法的に届け出られるべき組織ではない。したがって、それらは、規約を有しない。C F D T組織の基礎は、地域的な職業別の労働組合によって構成されており、これらは、公権力にたいして届け出られる規約を有している。」<sup>(9)</sup>とされるが、実際の届出の状況は不明である。F Oについては、「企業内労働組合支部に関しては、規約を有していない。というのは、企業内労働組合支部は、労働組合に従属しており、労働組合が規約を有しているからである。県連合に関しては、F O規約に反しない限りで、その規約を定める。地方連合は、規約なしで運営されることがある。退職者組織に関しては、職業別連盟毎に組織があり、職際的には、老齢労働者・退職者および早期退職者団体があるが、それぞれ、F Oの退職者県連合に加盟し、いずれの組織も、1901年法に準拠している。」<sup>(10)</sup>となっている。

これらの労働組合組織のうち、企業内労働組合支部および失業者・退職者組合組織については、論議のあるところであり、項を改めてふれるとするが、少なくとも単位労働組合および県連合は、労働法典解釈上、規約の届出義務を免れえない。しかるに、労働組合組織側の「解釈」によるかぎりでは、規約届出が常態であるとは言えない。このことは、筆者が実施した労働組合規約の実態調査の結果とも一致している<sup>(11)</sup>。少なからぬ労働組合組織（その大部分は、県連合）は、「固有の規約」を有していなかったからである<sup>(12)</sup>。また、規約の内容自体から届出の事実が判明する場合もあるが<sup>(13)</sup>、多くの場合、それは不明であるとともに、労働法典の規定に合致しない条項の存在などは、不届出（あるいは更新の懈怠）の可能性を連想させるものもある。

このように、多くの労働組合組織が、規約届出義務を履行せず、「非届出」

労働組合として存在し、法的には、1901年法による「非営利法人 association」として、位置づけられているのである<sup>(14)</sup>。なお、規約の届出と全く関係のない現象であるが、労働組合規約において、「association professionnelle」の呼称を用いている組織が相当数存在すること（とくに、CFTC加盟組織に目立っている）は、組織名に、「労働組合 (syndicat あるいは syndical)」の語句を含む必要性がない<sup>(15)</sup>ことの单なる結果であるとはいえる、「労働組合」と「結社」との親近性を裏付ける事象として、銘記される価値はあろう。

## ② 企業内労働組合支部の法的性格

〈5〉 1968年12月27日法は、企業内における労働組合の活動の権利を承認し、「企業内労働組合支部 (section syndicale d'entreprise)」の存在を合法化した。

この企業内労働組合支部の法的性格について<sup>(16)</sup>、学説・判例は、一貫して、その法人格を拒否し、労働組合とは別個の組織であることを否認している。このような見解は、労働組合側からも主張されている<sup>(17)</sup>。結局、企業内労働組合支部は、企業内における労働組合権の法的主体として、位置づけられるべきものではないのである。企業内における労働組合活動の権利は、労働組合自身によって（あるいはそれによって任命される組合代表によって）直接行使されるべきものだからである。

このような考え方<sup>(18)</sup>の背景には、企業内労働組合支部を、一個の「組織体」として認知することを、極力回避しようとする政策的意図も明確ではあるが、「労働組合権」あるいは「組合活動の権利」を、集団主義的傾向を排して、徹底して、労働者個人の権利として構成する理論の影響もある。

しかし、一定規模の企業内労働組合支部になると、独自の規約を保有しないとはいえる<sup>(19)</sup>、事務局などの「機関」を備え、固有の意思決定・運営機構を保有している実態からは、「組織体」としての存在を全面的に否認することは困難であろう<sup>(20)</sup>。そこで、学説は、企業内労働組合支部を、事実上の団体 (groupement de fait) と見なし、1901年法の適用 (非届出の非営利法人 association) を認めようとしている<sup>(21)</sup>。つまりところ、「結社」としての「労働組

合組織」の認知である。

### ③ 失業者・退職者の労働組合組織

〈6〉 先の労働組合役員の説明にもあるように、失業者・退職者の労働組合組織は、労働法典の規約届出要件を満たしていない事例が一般的である。独立系の「警察職員退職者全国労働組合 Syndicat national des retraités de la police」の役員の説明では、「われわれの syndicat は、association を規律する1901年法に基づいて組織されている。」とされている<sup>(22)</sup>。

しかし、最近、失業者・退職者の労働組合組織の「法的性格」をめぐって、興味ある「事件」が起きている。失業者の全国組織「Mouvement national des chômeurs」は、ロカール首相との会談において、「労働組合」としての法的承認を求めたが、首相側は、「労働組合組織は、賃労働者だけを代表するのではない(失業者も代表している)」として、失業者だけから構成される組織を「労働組合」として認定することを拒否した<sup>(23)</sup>。

この問題の背景には、労働法典における組合員の範囲をめぐる限定的な規定(失業者・退職者だけの「労働組合」の排除)と、先にも引用した、憲法理念における「すべての人」(当然、失業者・退職者も包含する)に門戸が開放された「組合の自由」の原則との間の相克があり、1982年のオルー法改革で、労働法典の厳格さの一定の緩和を図ろうとしたことについては、第2章で詳述するが、この事例は、「syndicat」と「association」との曖昧な境界をめぐって、当事者の思惑の違いが表面化したものと分析されえよう。

他方、「労働組合とだけ交渉する」という政府の姿勢は、後の「⑤看護婦調整委員会」問題でも現れてくるが、これは、「労働組合の制度化」政策の一環をなすものであって、問題となっているのは、「労働組合」か否かの選択ではなく、「制度化されている労働組合(代表的労働組合)」の資格である。その意味で、分水嶺は、「労働組合」と「結社」の間に引かれているのではなく、それは、「制度化されている労働組合」と、その他の(制度化の対象ではない)「労働組合」および「結社」との間に厳然と画されているのである。「syndicat」と「association」の曖昧な境界は、ここにも影をおとしている。

#### ④ 使用者組織

〈7〉 1884年法は、そもそも、商工団体 (chambre syndicale) など、使用者団体の発展を背景に、それらの団体の「合法化」を、立法制定の理由のひとつとしていたのであって、使用者組織もその対象としていた。実際、1884年法に警戒的であった労働組合組織よりも、使用者団体は、1884年法の活用に、積極的でもあった。とりわけ、1884年法による法人格の取得が、その発展に寄与してきたことが、当の使用者団体によっても認められている<sup>(24)</sup>。しかるに、現在では、使用者の「syndicat」や使用者団体連盟は、1884年法型（「syndicat」）ではなく、1901年法に準拠した「association」として、設立されている<sup>(25)</sup>。その理由としては、構成員と目的の要件に関しては、「syndicat」よりも、「association」のほうが緩やかであるために、使用者団体は、「association」型に準拠しているとされているが<sup>(26)</sup>、その「口実」はともかく、使用者団体は、「syndicat」型式によるも、「association」型式によるも、その活動や機能に本質的な差異はないということである。フランスにおける使用者団体の法的地位の特殊性（「労働組合」との相似性）を考えると、労働関係において、「association」の果たしている役割について、示唆的であろう。

#### ⑤ 看護婦調整委員会

〈8〉 1988年秋以降、フランス社会を揺るがせた看護婦の大闘争が展開されたが、その主役は、「看護婦調整委員会 Coordination des Infirmières」であった。「調整委員会 Coordination」形式の労働運動は、鉄道従業員の間でも経験されたことがあり、また、争議の際には、「調整委員会」が、複数の労働組合組織間の連絡機構・争議資金管理機関として設置されることもある<sup>(27)</sup>。そのような意味では、「調整委員会」は、フランス的団結体であるコアリシオン<sup>(28)</sup>の一形態であって、珍しい現象ではないのであるが、「看護婦調整委員会」に、特に注目するのは、その運動の展開の過程、さらに、その組織を継続化させるにあたっての論議を通じて、「労働組合 syndicat」か「結社 association」かという労働組合運動の主体組織の法的性格に関する問題が、様々な視

点から、繰り返し、提起されているからである。とりわけ、「看護婦調整委員会」が、一度「1901年法型の association」としての組織構造を選択した後、規約を変更し、組織の性格を「労働法典による労働組合」に改変したことは、きわめて重要な問題である。本稿では、資料的な制約もあり、短兵急に、この「看護婦調整委員会」運動の全体的評価を結論づけることは避け、とりあえず、「労働者団結体」の法的性格は、「労働組合」と「結社」の間で揺れ続けていることを実証している貴重な事例として、この運動を捉え、この組織の設立時からの運動の主要な過程を、子細にわたるが、新聞記事の引用によって整理し、本章の課題とする「労働組合」と「結社」との混在状況を確認する<sup>(29)</sup>。

#### 〈調整委員会誕生の背景〉<sup>(30)</sup>

調整委員会は、この職業分野での労働組合の組織化の能力不足(組織率 8 %)や職能団体(association)の脆弱さから生まれた。1987年、新しい団体である「フランス看護職員団体全国連合会 Union nationale des associations et syndicats infirmiers et des infirmiers français (UNA-SIIF)」が結成された。この団体は、C F D T および麻醉医の調整委員会とともに、3月25日デモを組織した。しかし、UNA-SIIF がこの運動の継続を図ろうとしないのを見て、イヴリィやパリの病院の約100名の看護婦が、調整委員会を結成し、要求綱領を作成した。それは、職業の再評価、学校への一定数の入学や教育の保障、賃上げ、継続的教育権を掲げているが、syndicat の要求も混ぜ合わさっている。しかし、調整委員会は、看護婦の問題を優先的に取り上げるのであり、最初から、医療業全体の問題を取り上げないとした。このような態度が、看護婦の中で、大きな反響をえた。

#### 〈保健・社会保障大臣の対応〉<sup>(31)</sup>

1988年 9月20日、エヴァン保健・社会保障大臣記者会見。

イル・ドゥ・フランスの看護婦調整委員会は、労働組合員・非組合員、職能団体員・非団体員を結集させ、9月29日に罷業運動を開始することを決定している。その調整委員会と大臣との会見を質問され、大臣は、そのような考えを拒否した。「当事者は、労働組合組織によって代表されている。私は、病院職員の労働組合代表者と討議するつもりだ。」として、政府は、労働組合と交渉する予定であることを言明。

〈罷業運動の展開〉<sup>(32)</sup>

9月29日、イル・ドゥ・フランスの調整委員会の呼びかけで組織された罷業は、全国規模に広がる。保健省によれば、パリでは、90%，地方では、80%の病院職員が参加。調整委員会は、大臣との会見を希望したが、拒否される（9月20日、交渉の当事者として、労働組合代表者だけと会見）。労働組合側もすべてこの運動に加わり、罷業を呼びかけているが、CGTとFOは、（調整委員会と）別個の集会を組合員に指示。しかし、傘下の地域連盟は、調整委員会に合流することを決定。

調整委員会は、2万人のデモを組織し、「大臣がわれわれと会見しようしないなら、10月6日（大臣と他の労働組合組織との交渉予定日）、今度は、4-5万人で押しかける」、「（労働組合員であろうとなかろうと、看護婦全体と）統一して、このような新しい運動を無視しようとする大臣と闘う」という決意を表明する。

〈大臣と「会見」〉<sup>(33)</sup>

10月4日、看護婦調整委員会が、保健・社会保障大臣と「会見」。

29日の運動は、あらゆる労働組合の、政治的な、組織的な傾向を結集する統一的な看護婦の運動が、労働組合組織（看護婦の組織率は8%）と並んで、この職業を代表すべきだとの意思の表明であると調整委員会は評価する。

調整委員会は、10月6日に行われる交渉の当事者となることを要求しているが、大臣に拒否されている。そのため、6-7日に、デモ。

調整委員会は、10月8日、全国調整委員会を設立するために、全国からの代表者の全国的集会を呼びかけている。

CGT・FO・CFDTおよびCGCの看護職員全国労働組合も同日の罷業を決定。ただし、前3組合は、医療従事職員全体のために位置づける。

〈政労交渉〉<sup>(34)</sup>

10月6日、政労交渉（大臣とCFDT・FO・CGT・CFTC・CGC）が行なわれるが、政府提案は不充分として、交渉中断（7日）。

調整委員会は、大臣自身から政府提案の説明を受ける。

〈全国調整委員会設立〉<sup>(35)</sup>

10月8日、看護婦全国調整委員会設立。

〈運動高揚〉<sup>(36)</sup>

200以上の病院で、5-6週間の全面罷業続行。

10月13日、パリで、調整委員会とCGTの提起による、10万人集会。

〈政労協定〉<sup>(37)</sup>

10月24日、協定締結（C F D T・F O・C F T C）。C G T・C G Cは、署名拒否。C G Tと調整委員会は、運動継続。

〈全員投票〉<sup>(38)</sup>

10月25日、パリ地域調整委員会は、前日の協定の内容に関して、看護婦の間での、全員投票を呼びかける。

11月3日、調整委員会は、新たな交渉要求を提出し、議会会派（P S・P C・R P R・U D F）と会見する。

調整委員会は、大衆との関係を維持し続けており、看護婦の要求に関する広範な協議を組織することを表明する。

調整委員会のスローガン：「調整委員会：交渉」「協定は署名されたが、何も署名されていない」

〈1901年法準拠の association に決定〉<sup>(39)</sup>

11月5日、総会は、「1901年法型の association」として存続を決定。

イル・ドゥ・フランス調整委員会は、同週以降、激しい行動（最終闘争・罷業）を開始しようとしたが、地方での運動の困難な状況のため、この計画を放棄せざるを得なかった。そこで、運動の永続化を確実にすることに力を集中した。採択された結論—1901年法準拠の association—は、公式な組織となることを可能とし、とりわけ資金の積立のために不可欠の法的枠組を与えた。

syndicat の設立は、棄権が多数でたため、否決された（賛成31：反対135：棄権224）。

syndicat を設立することは時機尚早だと説明された。調整委員会の中ですでに労働組合に加入している構成員（特に、C F D T組合員）は、当初、争議中その態度を批判していた連盟内部でケリをつけるほうを選んだ。

〈新たな展開〉<sup>(40)</sup>

1989年9月16日、全国調整委員会総会（10月21日の全国行動決定）。この行動日には、保健関係職員の他の調整委員会（運動療法施術者・作業療法施術者・看護補助員・事務職員・精神療法士）と合流。

この統一行動以降、看護婦やその他保健職員の欧州規模の統一を目指す。

〈医師労働組合調整委員会〉<sup>(41)</sup>

10月3日、医師労働組合調整委員会（coordination syndicale des médecins：12の労働組合から構成され、80%の医師の結集を自称）が、12日の行動に合流。

20日の罷業予告。

10月12日、全国調整委員会の呼びかけにより、全国から集まった1万人の看護婦が、賃上げと人員増を要求して、デモ。

大臣との会見による、その要求の説明を求める。

〈新規約：労働組合に〉<sup>(42)</sup>

12月16日、ポワティエに、数十の調整委員会の代表が集まり、広範な権限と継続的な活動を目的とする「看護婦全国調整委員会 Coordination Nationale Infirmière」の設立を決定した。

「Coordination」は、1901年法の窮屈な枠から抜けでて、その後は、独立した職業団体（労働法典第4巻）（「1884年法準拠の労働組合」）の地位を備えることになった。

罷業予告を提出し、職業選挙に候補者を推薦し、看護職員の物質的および精神的な利益の擁護を保障するために、仲介者をより必要としているからである<sup>(43)</sup>。

このように、「看護婦調整委員会」は、最終的には、「労働法典による労働組合」を選択するのであるが、その過程でみられる、労働者・労働組合組織・政府との関係の中での、その位置づけや組織の性格をめぐる動向は、実体としての「労働組合」と法形式上の「労働組合」の微妙なズレを反映していて興味深いのである。今後、この組織に関する研究が、各分野で進められると思われる所以、その進展を待つこととする<sup>(44)</sup>。

(註)

(1) 大和田・前掲「フランス団結権生成史研究序説」50頁。

(2) 中村睦男・前掲書115頁。

「非届出労働組合」が、「届出労働組合」よりも多数を占めていることを統計的に立証する資料自体の発掘は、不可能であろう。それでも、政府統計書（「職業組合年鑑」）によれば、1884年法制定当時、530の「職業組合」が、事前に存在していたが、1884年7月1日現在で、「届出」手続きを完了したものは、175組合（使用者団体101、労働組合68、混合組合1、農業者組合5）にすぎないことが確認されている。Ministère du commerce, de l'industrie et des colonies, Annuaire des syndicats professionnels industriels, commerciaux et agricoles, constitués conformément à la loi du 21 mars 1884, 2<sup>e</sup> Année, 1890, p. XXIII.

- (3) FO, *Le droit syndical*, Guides Force Ouvrière, 1989 éd., Editions Force Ouvrière, p. 128.
- (4) CGT, *Le droit syndical à l'entreprise*, Revue pratique de droit social, N°s 424-425, août-septembre 1980, p. 231.
- (5) CFDT, *Le syndicat*, cfdt/pratique syndicale, Montholon-Services, 1978, p. 136.
- (6) CGT, *Comment créer et faire fonctionner le nouveau syndicat CGT à l'entreprise*, le secteur organisation de la CGT, 1982, pp. 12 et 15.
- (7) CFDT, op. cit., p. 139.
- (8) CGT社会史研究所 Henri Sinno 氏。
- (9) CFDT書記 Claude Munnevier 氏。
- (10) FO労働運動史研究所 Roger Lerda 氏。
- (11) 本稿では、特に規約例を引用しない。大和田「フランスの労働組合規約に関する資料集」(高知論叢第28号83頁, 31号67頁, 32号69頁, 33号87頁, 35号97頁, 37号129頁, 38号83頁, 1987. 3, 1988. 3, 7, 11, 1989. 7, 1990. 3, 7, 未完) 参照されたい。
- (12) 「固有の規約」を有しないというのは、二通りの意味があり、規約そのものを制定していない場合と、自己の組織の規約として、ナショナル・センター作成の「標準規約」を、「白地」のまま筆者に提供した場合がある(後者の場合、記入忘れという事例の可能性も否定できないが、殆ど固有の「規約」を制定していないと推測される)。
- (13) たとえば、「規約届出受理番号」が、規約の中に明記されている場合(鉱山労働者CFTC自由労働組合)。
- なお、「労働法典(第4巻)の規定にしたがって、本労働組合が設立される。」という内容の条項が含まれている規約も多数存するが、この文言が、規約届出義務の履行を、規約上確認したものと解されるべきかどうかは、疑わしい。とりわけ、規約の文言が、労働法典の条項の内容を取り入れ、それに連動した形式になっている場合、その労働法典の内容が修正されたにもかかわらず、旧規定に依拠したまま、長年放置されている事例が少なからずある。また、労働組合連合体が、労働法典による法的地位を獲得するためには、1901年法準拠の団体を構成員としていてはならないが(Dictionnaire permanent, Social, Syndicat Professionnel, 878B.), 規約文面で、1901年法準拠の組織を構成員と明記しつつ、「労働法典にしたがって、設立される。」という文言を含んでいる実例もある(CGT 社会保障機構労働組合全国連盟)。これらの実態は、「法律主義」軽視の現象とみられるが、「届出義務」(厳密には、規約修正・役員交替の都度)がどの程度尊重されているのか想像に難くない。
- (14) 「association」としての労働組合の存在は、本稿でふれるような断片的な事象

のなかで確認されるだけで、「公式資料」に登場することは稀であるが、最近の「労働審判所選挙・国家公務員A職種選挙（1986-1988）結果」（管理職員選挙区の投票結果）は、以下のとおりであるが、労働組合組織の中に、「association」が、登載されている（*Liaisons sociales*, № 10626 du 17 janvier 1990.）。

(労働組合組織名)	(得票率%)
UCC-CFDT	19.9
CFE-CGC	19.7
FO	15
FEN	14.6
UGICT-CGT	11.8
CFTC	7.6
「その他」	11.32

(独立系・association を含む)

- (15) Jean-Maurice Verdier, *Syndicats et droit syndical*, *Traité de droit du travail*, Tome V, 2<sup>e</sup> éd., Volume I: *Liberté, structures, action*, 1987, Dalloz, p. 279.
  - (16) 詳しくは、浜村彰「フランスにおける企業内組合活動権の展開(1)」(流通経済大学社会学部開校記念論文集, 1989. 4) 411頁以下参照。
  - (17) 企業内支部が、「御用組合」に変質する (*l'esprit-maison*) ことへの警戒心が払拭できないからである。CFDT, *La section syndicale*, cfdt/pratique syndicale, Montholon-Services, 1981, p. 34.
  - (18) 「企業内労働組合支部が、法人格を有すれば、企業との関係で、労働組合運動の独立性が脅かされる恐れがある。労働組合は、自主的な組織として、法人格を付与される単位として、企業の外部にとどまる。たとえ、企業内にアンテナを有し、企業内に延長されても、その出先自体は、法人格を有しないのである。」(Gérard Lyon-Caen, *Les groupements et organismes sans personnalité juridique en droit du travail*, *Travaux de l'association Henri Capitant des amis de la culture juridique française*, Tome XXI, 1974, p. 200.)
- 労働組合側の主張と共通するこれらの論拠は、一見、運動論あるいは政策論からの要請の域を出ないようだが、それは、本質的には、本文で述べた「労働者個人の権利としての労働組合の権利」という理論構成の反映であるとともに、「労働組合権」の基本的理念である「労働組合の自主性・独立性」の要件の帰結であって、法理論に内在すべき理念であることを見逃してはならない。
- (19) 労働組合は、企業内支部の独自の規約を作成し、支部を「企業内組合」として設立することもできる。この場合、「企業内組合」が、通常の法定要件を踏むことにより、「労働組合」と同視される。Suzanne Lannerée, *Les délégués syndicaux et les sections syndicales d'entreprise*, J. Delmas et C<sup>ie</sup>, 1974, F2-3.

- (20) 「法人実在説」に立脚する1954年破毀院判決（後述）の論理を当てはめると、「企業内労働組合支部」の組織的性格を否定しきることはできない。
- (21) Alain Cœuret, *La nature juridique de la section syndicale d'entreprise, Droit social*, N° 1, janvier 1973, p. 36.
- (22) 全国書記 A. Bosquet 氏。
- (23) *Liaisons sociales*, N° 10684 du 9 avril 1990.
- (24) CNPF, *L'organisation professionnelle française, structure et mission*, 1982, p. 2.
- (25) 使用者団体の全国組織である「フランス経営者全国評議会C N P F」および「中小企業総連盟C G P M E」は、下記のように、その規約において、1901年法に準拠していることを明記する。

〈C N P F 規約〉

第1条「本規約に同意する商工業の職業的および職際的組織の間で、フランス経営者全国評議会の名称を有する行動、代表、調整、連絡および情報の機関が、1901年7月1日法のassociationの形式で、設立される。」

第30条「議長は、1901年7月1日法によって規定されている届出および公示の要件を履行する。」

〈C G P M E 規約〉

第1条「中小の商工業者、職人あるいは技術提供者を、直接あるいは原団体を介して、構成員として含み、本規約に同意する、全国的、地方的あるいは地域的な、syndicat、連合体、連盟、associationの間において、中小企業総連盟の名称を有する連盟機構が、1901年7月1日法にしたがって、結成される。」

- (26) Jean-Maurice Verdier, op. cit., p. 278.
- (27) 最近のブジョ自動車争議では、「Le comité d'organisation CGT-CFDT-CFTC de Mulhouse」が組織され、罷業参加者に「罷業手当 paie de grève」を支給した。たとえば、第3回目の支給では、約1,000人の罷業参加労働者が、1,100 フランの手当を受領したが、そのうち、500 フランは、争議連帯基金として、600 フランは、数千人の労働者からの募金として、C G T から支給された (*Liaisons sociales*, N° 10566 du 20 octobre 1989 et N° 10612 du 27 décembre 1989.)。

なお、この争議では、FOの企業内労働組合支部の連絡組織「Le Comité de coordination des sections et syndicats FO de Peugeot-SA」の存在が、報道されている (*Liaisons sociales*, N° 10540 du 14 septembre 1989.)。

- (28) コアリシオンとは、「永続的団体としての性格をもつものではなく、争議状態をも含む、一時的な労働者の集団活動」と定義される。大和田「フランスにおける罷業権の生成過程についての一考察(一)」(法学論叢第102巻2号, 1977. 11) 93頁参照。

(29) 看護婦調整委員会の運動は、労働運動の領域のみならず、社会運動のあらたな形態・フェミニズム論の視点からも、注目されており、以下の文献がある。

Jean-Simon Cayla, La grève générale des infirmières de l'automne 1988 et ses suites, *Revue de Droit sanitaire et social*, N° 25 (2), avril-juin 1989, p. 190.; Michel Poisson et Marie-Noëlle Thibault, A propos de la grève des infirmières françaises de 1988, *Le Mouvement social*, N° 146, janvier-mars 1989, p. 91.; Laurent Visier et Marcin Frybes, *Les Coordinations: De l'expérience des acteurs à la mobilisation*, Etude comparative à partir du cas des infirmières, IRES/CFDT, 1990.; Jean-Christophe Le Duigou, Aspects nouveaux des mouvements sociaux, *La Pensée*, N° 268, mars-avril 1989, p. 49.; Laurent Visier, A l'épreuve des coordinations, *CFDT-Aujourd'hui*, N° 97, juillet 1990, p. 21.; Marcin Frybes et Laurent Visier, Les leçons du mouvement des infirmières, *CFDT-Aujourd'hui*, N° 98, octobre 1990, p. 21.; Marc Dupont, Entre professions et corporations: le syndicat à l'hôpital, *ibid.*, p. 31.

未入手であるが、関連して、以下の文献も出されている。

Patrick Hassenteufel, Une tentative de lecture socio-politique de l'émergence des coordinations dans le monde du travail, Journées annuelles de la Société Française de Sociologie, les 28 et 29 septembre 1989.; Georges Ribeill, Les coordinations cheminotes, Expériences et enseignements, *ibid.*; Alain Touraine, Découvrir les mouvements sociaux, *ibid.*; Georges Ribeill, L'Hiver de grève des cheminots, XX<sup>e</sup> siècle, N° 14, octobre 1987.; Georges Ribeill, Quand la SNCF déraille, *Travail*, N° 14, octobre 1987.; Toni Negri, Gauche et coordinations ouvrières (Nouveaux mouvements sociaux), *Lignes*, N° 5, février 1989, p. 86.; La Théorie du mouvement social selon Touraine, Dossier bibliographique établi par H. Le Doaré.

なお、88年秋の看護婦の運動は、日本医労連によって、「医療労働者」第896号 (1989. 5) 4 頁以下、「医療労働」第326号 (1989. 8) 46頁以下において、紹介されている。

(30) *Le Monde* du 29 septembre 1988, p. 20.

(31) *Le Monde* du 22 septembre 1988, p. 13.

(32) *Le Monde* du 1<sup>er</sup> octobre 1988, p. 12.

(33) *Le Monde* du 5 octobre 1988, p. 14.

(34) *Le Monde* du 8 octobre 1988, p. 16.

(35) *Liaisons sociales*, N° 10313 du 10 octobre 1988.

(36) *Perspectives*, supplément au N° 31, juillet 1989, p. 10.

(37) *Le Monde* des 22 octobre 1988, p. 10, 26 octobre 1988, p. 18 et 27 octobre

1988, p. 11.

- (38) Le Monde des 4 novembre 1988, p. 12 et 5 novembre 1988, p. 15.
- (39) Le Monde du 8 novembre 1988, p. 32.
- (40) Liaisons sociales, N° 10542 du 18 septembre 1989.
- (41) Liaisons sociales, N° 10555 du 5 octobre 1989, N° 10559 du 11 octobre 1989 et N° 10561 du 13 octobre 1989.
- (42) Tract de la Coordination Nationale Infirmière: Refusez le déclin de la profession! Choisissez l'audace avec la Coordination!
- (43) 規約は、以下のとおりである（抜粋）。

「la Coordination Nationale Infirmière の新規約が、1990年1月5日、ポワティエで届け出られた。

第1条：本規約に賛同するすべての女性および男性の間で、労働法典第4巻の諸規定にしたがって、association professionnelle が設立される。

この団体は、「COORDINATION NATIONALE INFIRMIERE」の名称をとる。

第3条〈目的〉：la Coordination は、すべての看護職員の結集、交流、思考、行動の場所である。

その目的は、以下の事項である。

——フランスの健康制度における、この職業の役割と地位の実質的な承認を実現すること

——看護職員の労働・生活条件を改善すること

——すべての看護職員の、集団的および個別的な、物資的および精神的な権利と利益を擁護すること

——フランスにおける健康の水準を改善することを目的とするすべての計画を発議し、支持すること

第4条〈加盟〉：年齢、国籍を区別することなく、いっさいの他の職業的、政治的、組合的、宗教的あるいは哲学的組織への所属を問題とすることなく、以下のこの職業の構成員はすべて、la Coordination に所属することができる。

——国家免許（すべての水準および特別）保有の看護職員

——精神科看護職員

——看護学生

各加盟員は、la Coordination の規約および内部運営規則を遵守する義務を負う。

第5条〈組合費〉：la Coordination の加盟員はすべて、総会によって決定される年間組合費を支払わなければならない。」

- (44) 前掲註(29)引用の文献は、総じて、肯定的評価であるが、C G T保健・福祉労働組合連盟の見解は、批判的評価も含み、対照的である。V., Bernard Desor-

mière, Rapport d'ouverture au 3<sup>e</sup> congrès de Fédération CGT Santé, Action sociale, novembre 1989, p. 4 et suiv.

## (2) 学説における「労働組合」と「結社」

〈9〉 前節では、「結社・非営利法人 association」という法構造のもとに存立する「労働組合」の実例の幾つかを観察してきたが、では、学説は、「労働組合 syndicat」と「結社・非営利法人 association」のそれぞれの法的性格の違いやその区別の基準を、どのように説明しているのであろうか。本節では、学説の検討を対象とする。

学説は、この問題に関して、歴史的な変遷が顕著である。それは、主として、立法上、「労働組合権」が確立してくるにしたがって、その享受主体である「労働組合」の概念を明確にする必要に迫られてくるため、「労働組合」と「非営利法人」の区別の理論的必然性もその実益性も増大するからである。そのような背景のもとで、学説の変化を確認することができる。ここにおいては、ある意味では、「絶対的な」区別が容認されることがある。

しかし、同時に、ひとつの矛盾が深まってくる。労働法典が「労働組合」の資格要件の厳格性を維持し続けたため、その「労働組合」の資格要件を満たさないものに、一律に「労働組合」としての地位を否認することは、実態にそぐわなくなってくるからである。したがって、労働法典の定める「労働組合」としての法的資格を有しない「労働組合」は、法的には、「非営利法人」として位置づけられることになる。この「非営利法人」としての「労働組合」は、一般的の「非営利法人」と同一の法的地位を有するとはいえ、依然としてその区別は残存する。したがって、ここにおいては、「労働組合」と「非営利法人」の区別は、正確には、「労働法典における労働組合」と「法的資格を満たさない労働組合」と（狭義の）「非営利法人」の間の区別とされなければならないなくなる。畢竟、その区別は、「相対的」にならざるをえないであろう。

このように、学説の動向は、一方では、「労働組合」と「非営利法人」との「絶対的な」区別の蓋然性と、そのような区別の「相対化」の要請という要因、

他方では、その背景にある「労働組合権」に関する立法規定の発展という要因、これら二つの要因に規定されて、歴史的な位置づけを与えられることになる<sup>(1)</sup>。公務員の「労働組合権」問題が、学説上および立法上、解決を見ていなかった時期については、改めて、第4章でふれるとして、現代の理論的到達点を中心に、ここで整理しておくこととする。

〈10〉 「syndicat」と「association」との関係について、学説は、「syndicat」は、「association の特殊な形態」<sup>(2)</sup>であり、あるいは「association の変種」「職業的利益の擁護という特定の目的のための association」であって、「association の独創的な形態」<sup>(3)</sup>であるとする。

問題は、「労働組合 syndicat」が、「結社 association」に包摂されるべき、法的次元での根拠である。それについては、例えば以下のように説明される<sup>(4)</sup>。

まず、「労働組合の自由 liberté syndicale」は、その適用範囲が限定されるが、その適用範囲が、「結社の自由 liberté d'associaton」の適用範囲のなかに包含されているからである。「結社の自由」は、すべての個人が享有し、何らかの非営利的な目的の実現のために認められているが、そのなかで、「労働組合の自由」は、職業活動に従事するものだけに限定され、これらのものにだけ認められている。また、「労働組合の自由」の適用範囲は、目的に関しても限定されており、「経済的、工業的、商業的および農業的利益の研究と擁護」のためだけに認められている<sup>(5)</sup>からである。

さらに、根本的には、「労働組合の自由」は、より一般的な「結社の自由」に立脚しているからである。「結社の自由」を承認した1901年法は、その第1条で、「結社」にたいしてきわめて一般的な定義を与えていたのである<sup>(6)</sup>。

結局、「労働組合」は、「職業的利益の擁護のために特定化された association」という「終局性」<sup>(7)</sup>によって、限定された、特別の目的を有しているという点（「特定性の原則」）<sup>(8)</sup>で、「結社」とは、区別されるのである。しかも、その区別は、本質的なものではなく、「労働組合の自由」が、「結社の自由」の承認に先行したという事実から、歴史的に説明される<sup>(9)</sup>にすぎないのである。

〈11〉 ところで、この「労働組合の自由」(1884年法)が、「結社の自由」(1901年法)よりも、時期的に先行したことの理由あるいはその意義について、簡単に整理しておく<sup>(10)</sup>。

かつて、20世紀初頭(1884年法の限定的解釈が優勢で、「労働組合権」の独自的な確立が未だ実現していなかった時期)には、1901年法の出現によって、1884年法にたいする制限的解釈は、もはや維持されなくなると指摘されていた<sup>(11)</sup>。また、「労働組合」は、その独自の判断で、1884年法と1901年法のいずれでも選択することができるともされた<sup>(12)</sup>。その場合に、1901年法による「結社」は、1884年法による「労働組合」と同等の地位と権限、とりわけ協約法制における「代表性」の権限を保有することができるとも指摘されている<sup>(13)</sup>。さらには、「労働組合」が、特別立法(1884年法)の規制から逃れ、「1901年法の支配下に定住する権利を承認する必要」まで主張された<sup>(14)</sup>。1901年法と1884年法とのこのような関係を捉え、「結社」は、「労働組合」の「補充的な存在 type complémentaire」であるとの評価もされている<sup>(15)</sup>。

これらの学説においては、「結社の自由」の原則の影響が、先行して法認されていた「労働組合の自由」にも及ぶのであり、1901年法という一般法は、1884年法という特別法の存在価値を低下せしめることを認めていたのであった。

しかし、その後、「労働組合権」に関する立法上の保障が進むにつれ、1884年法の独自的意義が再評価されるようになる。1884年法の制定当時の「否定的な」評価から、その積極的な位置づけが肯定されるようになってくるのである。その結果として、1884年法と1901年法との関係も、見直されてくる。

そのような見地から、たとえば、1884年法(「労働組合の自由」)は、「結社の自由」の確定的な承認に向けての、「前進」であるとともに、他方その一階梯にすぎない<sup>(16)</sup>とされるのである。すなわち、「中間団体否認論」の高唱に象徴される<sup>(17)</sup>大革命期の「個人主義的理念」は、政治的理由と宗教団体への特別な敵愾心と相俟って、あらゆる形式の団体を禁止することになった。「自由主義帝政」以降、トレランヌ体制<sup>(18)</sup>を経て、「結社」の自由化を求める運動が続くが、1871年1月22日デクレ(1881年6月30日法)が、クラブを禁止した

後、1872年3月14日法が、「インター団体」を禁止することになり、「結社の自由」の一般的承認は、現実化しない。他方で、個別的な「結社」は、特別法によって、自由化されていく。「高等教育のために設立された association」(高等教育の自由に関する1875年7月12日法),「職業組合」(1884年法),「共済組合」(1898年4月1日法)が、個別的に、刑法典第291条の適用除外とされ、「(団体) 結成の自由」を獲得するのである。このような自由化政策の仕上げとして、1901年法が、刑法典第291条を廃止し、一般的な「結社の自由」を承認するのである<sup>(19)</sup>。

このような過程を踏まえると、1901年法による「結社」は、「残り物 reliquat」である。既存の有利な法制度に含まれることのできない「結社」が、1901年法の普通法制度に服するのである。そのため、歴史的に先行して実現した有利な法制度への帰属は、制限的に認められるにすぎない<sup>(20)</sup>。その「制限的な帰属」に包摂されない「労働組合」は、「残り物」として、1901年法の適用を受ける「結社」とされるのである。

結局、1884年法によって、「労働組合」法制が完結できず、1901年法の適用を受ける「労働組合」が存在するという「二重構造」が出現するのは、解釈上の要請のみならず、歴史的に規定された必然的な帰結であるとされるのである。

〈12〉 以上のように、1884年法(「労働組合権」)と1901年法(「結社の自由」)との関係についての学説上の見解は、1884年法の評価についての歴史的な変遷の跡が著しいだけに、多義的ではあるが、それぞれの解釈論的帰結は、ほぼ共通している。それは、以下の諸点である<sup>(21)</sup>。

(i) 1901年法の規定は、1884年法の空隙を埋めることを可能とする。

「結社」を規律する一般原則が、「労働組合」に適用される。

一般法は特別法に背馳することはできないから(generalia specialibus non derogant), 1901年法と特別法との間で衝突がある場合には、特別法が適用されるが、特別法が、明示的に1901年法に準拠している場合、あるいは特別法が沈黙している場合には、1901年法が適用される<sup>(22)</sup>。だから、たとえば、外国人の結社に関する1901年法の規定が、労働組合に適用されることになる。

(ii) 「労働組合権」が、法律上禁止されている職業構成員は、「結社」を結成することができる。

「労働組合の自由」が、構成員や目的に関して一定の制限を受けている場合でも、「結社の自由」は、影響を受けない。第4章で詳述するように、この原則の適用によって、公務員は、1946年10月19日法により明示的に「労働組合権」を承認される以前には、1901年法による「結社」(としての「労働組合」)を結成することができたのであった。また、1884年法の解釈は、労働組合による政治活動や選挙活動を禁止するという結論を導きだし、刑事罰の発動を予定していたが、1901年法以降、そのような刑事罰規定は、実効性を失うとされた<sup>(23)</sup>。

(iii) 「労働組合組織 organisation syndicale」の用語は、1884年法に準拠する労働組合にたいしても、1901年法型の「職業結社 association professionnelle」にも、適用される。

(iv) 「労働組合の自由」は、一般的な「結社の自由」の承認とともに、その特権的な権利としての性質の大部分を失うことになったが、それによってすべて、吸収されたわけではない。すなわち、「労働組合の自由」は、1901年法の制定後においても、「結社の自由」よりも、明らかにより広範な効力を持ち続けるからである。

<13> 以上の学説状況の検討を通じて明らかになったことは、「労働組合」と「結社」との区別の基準について、学説は明確な理論的指針を与えてはおらず、とくに、1982年オルー法による「労働組合の目的」条項の緩和以降、一層、その「実益」さえ失っているようである。逆言すれば、「労働組合」と「結社」との区別は、労働法典解釈にとって、「絶対的な」基準として必要となることがあっても、それはあくまで労働法典解釈の域を出ず、「労働組合」と「結社」との区別の必然性は、本来的には、存在しないのである。その背景には、「労働組合」が、「結社」の一分枝として存在するという事情がある。「労働組合」は、「結社」に包含されるのであるから、その両者の区別も、「相対的」なものにならざるをえないである。したがって、重要なのは、「労働組合」と「結社」の区別ではなく、「労働法典における労働組合」と「非営利

法人としての労働組合」の境界をどう設定するかにかかっている。この問題を、次章で扱う。

(註)

- (1) 後述(第2章2節)のように、判例が、学説に与えてきた影響は大であったが、ここでは、判例理論は、立法動向要因のなかに位置づける。判例理論の変遷については、第3章で対象とする。
- (2) Georges Spyropoulos, *La liberté syndicale*, LGDJ, 1956, p. 17.
- (3) Jean-Maurice Verdier, op. cit., p. 277.
- (4) Georges Spyropoulos, op. cit., p. 17.
- (5) 労働法典旧規定の表現であり、後述のように、1982年オルー法により修正された。
- (6) 「結社は、二人または多数のものが、利益分配以外の目的のために、永続的に、その知識または活動を共同することを約する合意である。」(第1条)
- (7) Jean Morange, *La liberté d'association en droit public français*, PUF, 1977, p. 88.
- (8) G. H. Camerlynck et Gérard Lyon-Caen, *Droit du travail*, 11<sup>e</sup> éd., Dalloz, 1982, p. 829. なお、同書12版以降は、1982年オルー法改革の影響で、「特定性の原則の廃止」と位置づけ、「規約が、有権的に、労働組合の活動範囲を定める。」とする(G. H. Camerlynck, Gérard Lyon-Caen et Jean Pélissier, op. cit., 12<sup>e</sup> éd., 1984, p. 630.)。
- (9) G. H. Camerlynck et Gérard Lyon-Caen, op. cit., 7<sup>e</sup> éd., 1975, p. 482. なお、この叙述は、同書8版以降は、削除されている。
- (10) 邦文文献では、外尾健一「フランスにおける団結と団結権」(『団結権と不当労働行為』(講座 労働問題と労働法 2, 弘文堂, 1956)所収)34頁は、「1901年7月1日法により結社の自由が法認せられた結果、1884年の団結権が普通法上の原則として確立されたのである。」とする。
- (11) Paul Pic, *Traité élémentaire de législation industrielle, Les lois ouvrières*, 6<sup>e</sup> éd., Rousseau & C<sup>e</sup>, 1931-1933, p. 230.
- (12) C. Houpin et H. Bosvieux, *Traité général théorique et pratique des Sociétés civiles et commerciales et des Associations*, Tome 1, 7<sup>e</sup> éd., Sirey, 1935, p. 55.  
なお、René Chauveau, *Constitution et fonctionnement des associations et syndicats*, 7<sup>e</sup> éd., J. Delmas et C<sup>e</sup>, 1978, P2. は、1901年法と1884年法との選択可能性を認めるが、その実益はないとする。「非届出労働組合」は、1884年法を忌避し、1901年法を選択したものであり、1901年法制度の実益は否定できない

- い。
- (13) Charles Ozanam, *Associations syndicats fondations, leur formation et leur fonctionnement*, 3<sup>e</sup> éd., Sirey, 1957, p. 28 et suiv.
  - (14) Marcel Planiol et Georges Ripert, *Traité pratique de Droit civil français*, Tome XI, LGDJ, 1932, p. 402.
  - (15) François Geny, *Association ou syndicat professionnel?*, J. C. P., 1949, I, 782, N° 6.
  - (16) Jean Morange, op. cit., p. 89.
  - (17) 「中間団体否認論」と労働者団結禁止との関係については、大和田・前掲「フランスにおける罷業権の生成過程についての一考察(ー)」104頁参照。
  - (18) 大和田・前掲「フランス団結権生成史研究序説」75頁以下参照。
  - (19) Claude-Albert Colliard, *Libertés publiques*, 7<sup>e</sup> éd., Dalloz, 1989, p. 756.
  - (20) Jean Morange, op. cit., p. 83.
  - (21) Georges Spyropoulos, op. cit., pp. 17 et 18.
  - (22) Robert Brichet, *Associations et syndicats*, 5<sup>e</sup> éd., LITEC, 1986, p. 16.
  - (23) Paul Pic, op. cit., pp. 257 et 258.

## 第2章 現行立法制度における「労働組合権」 —「結社の自由」との関連から

### (1) 現行立法制度における「労働組合」の地位

〈14〉 「労働組合」の法律上の地位は、1884年法によって確立するが、そこでは、「労働組合」は、厳格な「届出制度」のもとにあったとはいえ、「私的な任意団体」たる性格を有していた<sup>(1)</sup>。そのことは、立法過程における「組合複数主義」の理念の登場の経緯が、裏付けている。1884年法制定当時の労働運動のなかで優位を占めていたのは、「組織強制力と代表性権限を持つ労働組合」=「単一労働組合 syndicat unique」という考え方であったが<sup>(2)</sup>、法案に反対する保守派議員を説得する必要もあって、立法者（ワルデック・ルソー）が強調したのが、「組合複数主義」の理念であった。「組合複数主義」が、強力な単一の労働組合組織の出現を阻む保証となることを主張したのであった。組織強制機能と代表性権限を備えた「単一労働組合」に対抗して主張さ

れた「組合複数主義」は、その政策的機能としては、階級的労働運動の分裂を促進するという目的を秘めていたが<sup>(3)</sup>、制定法の理念として位置づけられた「組合複数主義」は、労働者個人の「組合加入・選択の自由」を基礎とするものであり、その「労働組合」は、あくまで労働者個人の自発的な加入意思を媒介に設立されなければならないとされたのである。1884年法制定当时、労働者の間では、同法への否定的見解が優勢であつただけに、立法化を推進した政府は、このような「労働組合」観（その自由主義的性格）を強調せざるをえなかったところでもある。

このように、1884年法制定当时には、労働組合は、「私的な任意団体」たる意義が重要視されていたが、1901年法の制定は、「労働組合」の「結社」としての基本的性格を一層明確にした。先にみた、学説における「1884年法と1901年法の選択的適用」の理論は、その例証である。そして、「結社」が、契約(*contrat d'association*)として構成されたこと<sup>(4)</sup>により、「私的な任意団体」としての性格が再確認された<sup>(5)</sup>。

その後、前述のように、憲法前文は、「すべての人」の「組合の自由」の保障を規定するが、この憲法制定における当初の草案では、主語は、「すべての勤労者 *travailleur*」と記述されていた<sup>(6)</sup>。憲法制定過程における、「勤労者の労働組合権」保障を含意する表現から、より一般的な「すべての人」の「組合の自由」の規定へのこのような変更は、この条項の持つ規範的な意味、すなわち、これまで繰り返し述べてきた、「結社」の一分枝としての「労働組合」概念、その法的な構成である「結社の自由」の一環としての「労働組合の自由」・「労働組合権」の保障という解釈に有力な根拠を与えるものである<sup>(7)</sup>。

このように、立法史からも確認されるように、「労働組合」の概念、その法的地位は、本源的に、「結社」としての基本的性格を与えられ、その「結社の自由」の帰結として、構成員の意思に基づく「任意団体」性は、明確であった。「労働組合」のそのような法的性格が、自明であったからこそ、「労働組合」と「非営利法人」の混在が、事実の上での現象だけにとどまらず、法的にも可能な位相として、出来るのである。

〈15〉 こうして、「労働組合」は、「私的な任意団体」であるとの本質的な

定義規定が広範に定着するなかで、労働運動の進展と労働立法の整備にしたがって、「労働組合」の地位や権利が「制度」として確立されてくるにつれて、無視できない要素として、出現してくるのが、「労働組合の制度化(institutionnalisation des syndicats)」<sup>(8)</sup>の理念と政策である。「労働組合の制度化」とは、厳密には、「労働組合」の法的地位をめぐる「労働組合」の準公的団体としての性格を指摘する学説上の「労働組合制度論」<sup>(9)</sup>と、労働政策の一環としての「労働組合」の体制への統合を意味する「労働組合の制度化」政策とを区別する必要があるが、いずれにおいても、労働組合が、国家の機構においても、労使関係においても、一方の当事者としての不可欠の役割を果たしていることを重視し、「労働組合」を、「私的な任意団体」としてよりも「公的な代表権限を備えた団体」として評価する考え方である。しかも、この「労働組合の制度化」論は、学説や政策上の問題だけではなく、立法問題としても登場した。それは、1982年オルー法改革において、議会により成立させられながら、憲法院による「違憲」判決により無効とされた条項<sup>(10)</sup>が、争議行為に関する労働組合の「民事免責」を予定したことである。これは、「労働組合の制度化」政策のなかで、労働組合の地位の安定を保障しようとする意図からの立法作業であった。結果的に、この立法意思が実現しなかったことは、「労働組合の制度化」政策の矛盾とその限界の現れでもある。

「労働組合の制度化」がもたらしている今日的問題状況については、別稿<sup>(11)</sup>に譲り、本稿では、「労働組合の制度化」と労働組合の「私的な任意団体」としての性格との関係について言及しておく。「労働組合」の定義概念としての「労働組合制度論」と労働組合の「私的な任意団体」説は、現に論争の対象ともなっており、対照的な解釈論的立場を招いている<sup>(12)</sup>。「労働組合の制度化」政策は、準公的性を強調するものであるから、容易に、労働組合の私的な性格の軽視ないし否認につながりかねない。その意味では、「私的な任意団体としての労働組合」と「制度化された労働組合」とは、乖離していく傾向にあることを認めなければならない。「労働組合権」が、「結社の自由」との共通の基盤を有しながらも、「結社の自由」からの相対的な独自性を主張し、別個の法原理としての存在意義を獲得していく過程の反映でもある。

〈16〉 しかるに、注目すべきは、最近、「労働組合の市民団体的側面の重視」あるいは「労働組合の市民団体化の傾向」が顕著になってくるなかで、「労働組合の制度化」における「労働組合」観が、「私的な任意団体」的性格と矛盾するものではなくなってきていることである<sup>(13)</sup>。このような傾向は、立法にも影響を与えている。それは、オルー法改革における「労働組合の目的」条項の修正問題である。1884年以來、約1世紀にわたって、不变だった労働組合の限定的な「目的」条項（「特定性」の原則）が、一般的な「目的」条項に置き換えられたのであった<sup>(14)</sup>。このことは、労働法学者に、「労働組合の associationへの接近」の危惧<sup>(15)</sup>させ抱かせている。再び、「労働組合」と「結社」の融合が見られるようになったのである。「労働組合の制度化」のなかでの、最近の労働組合の地位低下（労働運動あるいは労働組合の「危機」）<sup>(16)</sup>も、このような傾向に符合している。

問題は、「労働組合の制度化」における「労働組合の市民団体化」の傾向は、「労働組合権」と「結社の自由」との法的境界を希薄にしていることである。「労働組合」の存在の尊重（労働組合の「制度化」）は、必ずしも、「労働組合権」そのものの尊重を意味するものではなく、むしろ「市民団体」としての「労働組合」イデオロギーと一体となっているだけに、「労働組合権」の独自的保障の視点から離れ、「結社の自由」の領域での「労働組合」の地位の伸張（「労働組合の市民団体的側面の重視」）という結果をもたらしてきたのである。

このように、法的次元では、歴史的にみれば、「労働組合権」拡張という一貫した傾向が明確ではあるが、それは、社会経済制度における、労働組合の「制度化」政策を経て、「労働組合の市民団体化」政策と混合することによって、むしろ、労働組合の「非労働組合的側面（結社としての存在理由）」への傾斜という、逆説的な現象を生み出しているのである。そこでは、「労働組合（権）」と「結社（の自由）」とは、ある種の緊張関係、一種の対抗関係に位置しながら、同時に融和しつつあるものとして現れている。このいわば二律背反的な傾向は、第1章でその実態の一端にふれたように、今日の労働運動の動向のなかに伏在し、時に顕在化してくるのである。そして、今後の問題は、

「労働組合の市民団体化」というかかる政策的な基調が、労働法理論と「労働組合」の法的地位に関する具体的な解釈問題にどのような影響を与えるようになるかであるが、その回答を得るには今しばらく時間的経過を待つ必要があろう<sup>(17)</sup>。

## (註)

- (1) Claude-Albert Colliard, op. cit., p. 808.
- (2) 1884年法にたいする、労働運動の側の評価に関しては、大和田・前掲「フランスにおける労働組合権の今日的課題（上）」34頁以下参照。
- (3) 「職業組合が、賢明なる人々の活動手段となるときには、各職業において存立しているのは、単一組合ではなく、複数の労働組合である。」として「労働者が分裂する」ことの期待が表明されていた。Maurice Moissonnier, 1884, *La reconnaissance légale des syndicats*, Cahiers de l'Institut C. G. T. d'Histoire Sociale, N° 11, septembre 1984, p. 14.
- (4) 1901年法第1条。
- (5) 「syndicat 契約説」。V., André Brun et Henri Galland, *Droit du travail*, Tome 2: *Les rapports collectifs de travail*, 2<sup>e</sup> éd., Sirey, 1978, p. 62 et suiv.
- (6) Claude-Albert Colliard, op. cit., p. 809. ただし、同書では、1946年4月21日草案とされているが、国民投票で否決された「1946年4月19日憲法草案」(*les Constitutions de la France*, Dalloz, 1983, p. 226. 翻訳として、野村敬造「フランス憲法(3)」(金沢大学法文学部論集法学篇第27号, 1979) 86頁以下。)では、「すべての人」と、現行規定と同じ表現が用いられている。どの草案を指しているのかは、真意不明である(「すべての勤労者」の表現が存在したという歴史的事実自体は、註(7)文献 (p. 526.)においても、確認されている)。
- (7) この憲法前文規定の法的效果として、「組合の自由」が「結社の自由」の行使の一態様となったこと、「結社の自由」に関する憲法規範が「労働組合」に適用されること、立法者は「結社」に認められる権利（自由な設立・その能力や権利・最低限の法人利益の承認）を「労働組合」から奪うことはできないことが指摘される。Bertrand Mathieu et Sophie Dion-Loye, *Le syndicat, le travailleur et l'individu: trois personnages en quête d'un rôle constitutionnellement défini*, Droit social, N° 6, juin 1990, p. 526.
- (8) V., Gérard Adam, *L'institutionnalisation des syndicats*, esquisse d'une problématique, *Droit social*, N° 11, novembre 1983, p. 597.; Jean Menu, *L'institutionnalisation des syndicats: absence de problématique*, *Droit social*, N° 4, avril 1984, p. 255.; Pierre Rosanvallon, *La question syndicale*, Cal-

- mann-Lévy, 1988, p. 35.; Jean Savatier, *Les transformations de la fonction représentative des syndicats, Les transformations du droit du travail, Etudes offertes à Gérard Lyon-Caen, Dalloz, 1989, p. 179.*; Michel Noblecourt, *Les syndicats en questions, Les Editions ouvrières, 1990.*
- (9) Jean-Maurice Verdier, op. cit., p. 299.; *Répertoire de droit du travail: Syndicats professionnels*, p. 6.
- (10) 「従業員代表制度の拡充」に関する1982年10月28日法第8条は、当初、「集団的労働争議によって生じた損害、またはその労働争議にさいして生じた損害については、刑法上の犯罪によって生じた損害および罷業権あるいは労働組合権の行使と関係があることが明らかに許されない事実によって生じた損害をのぞいて、労働者、選出あるいは指名された従業員代表、もしくは労働組合にたいして、いかなる訴えも提起することができない。この規定は、破壊院を含む現在係争中の事件について適用される。」と定めていた。憲法院は、1982年10月22日、この「民事免責」条項を違憲と判断したために(J. O. du 23 octobre 1982, p. 3210.), この第8条は、削除され、法律として日の目を見なかった。この間の経過に関しては、以下参照。中山和久「パリだより(16)」(労働法律旬報第1076号38頁, 1983. 7). Jean Savatier, *La responsabilité civile des syndicats à l'occasion des grèves, Droit social, № 3, mars 1983, p. 175.*
- (11) 大和田「フランスにおける労働組合権の今日的課題(下)」(労働法律旬報第1202号, 1988. 10) 41頁以下参照。
- (12) Pierre-Dominique Ollier, *Le droit du travail*, Armand Colin, 1972, p. 302. は、1964年の「CFTCからのCFDTの分離・独立」(「労働組合の解散・分裂」)に関して、学説・判例に現れた両説の立場の違いを、以下のように簡潔に指摘する。「契約説によれば、(労働組合) 基本憲章の主要部分は、全員一致によってしか修正されることができない。そのことに同意しないものは、多数派であっても、別の労働組合を設立するために、集団的に脱退するという手段しか持たず、そのものたちが脱退した労働組合の財産には何の権利も有しない。他方、制度説によれば、規約は、多数派によって変更することができるのであり、少数派の方が、労働組合を脱退することになり、財産に何の権利も持たないのである。」
- フランスの「組合分裂」問題に関しては、金子征史「組織分裂と組合財産の帰属——フランスにおける1947年のC・G・Tの分裂の背景と法的問題」(法学志林第70巻1号25頁, 1972. 12)。外尾健一「労働組合の分裂」(前掲『フランス判例百選』240頁) 参照。
- (13) 詳しくは、大和田・前掲「フランスにおける労働組合権の今日的課題(下)」47頁以下参照。
- (14) 新L411-1条「職業組合は、その規約によって対象とされるものの、集団的お

より個別的な、物質的および精神的な、権利ならびに利益の研究と擁護を専ら目的とする。」

旧規定「職業組合は、経済的、工業的、商業的および農業的利益の研究と擁護を専ら目的とする。」

なお、Jean-Maurice Verdier, op. cit., p. 305. は、以下の定義を提起する。「労働組合は、異議申し立て、職業機構および経済的・社会的政策の策定と実施への参加の集団的活動によって、物質的および精神的な権利と利益の研究と擁護、その地位の向上および職業の代表権能を保障するために、共通の職業活動に従事する、自然人あるいは法人によって設立される団体である。」

(15) Jean Rivero et Jean Savatier, *Droit du travail*, 11<sup>e</sup> éd., PUF, 1989, p. 133.

(16) 大和田「現代フランスの労使関係と法」(労働法律旬報第1223・4号, 1989.

9) 47頁参照。

(17) Jean-Maurice Verdier, op. cit., p. 301. は、「判例は、契約的な理念の一定の影響を維持しつつ、労働組合の制度的な分析から帰結する解釈を広く受け入れてきた。」と述べて、「労働組合制度論」説が、規約の性格と修正、労働組合と組合員の間の関係、労働組合機関の運営、組合員の加盟脱退、組合分裂、労働組合の責任、訴権などの解釈に影響を与えてきたことを指摘する。他方では、Gérard Lyon-Caen, *Les groupements et organismes sans personnalité juridique en droit du travail*, op. cit., p. 204. は、法人格理論が、これらの問題を解決してきたことを指摘している。

## (2) 労働法典による「規約届出主義」と「組合の自由」の空隙

<17> 労働法典によれば<sup>(1)</sup>、労働組合の設立者は、規約および役員氏名を、市役所に届け出なければならない<sup>(2)</sup>。この義務は、規約・役員の変更の都度、更新されなければならない。これが「規約届出主義」である。この義務違反にたいしては、刑事罰と労働組合の司法上の解散処分が予定されている<sup>(3)</sup>。学説は一様に、この規約届出の目的を、「公表」のためのものであるとする。しかし、問題は、規約届出が、労働組合の法人格などの権利能力の取得のための、事実上の要件となっていることである。労働法典の解釈上、規約届出義務を履行しない「労働組合」は、「労働組合」としての法的資格を全面的に奪われるからである。これは、単なる「公表」の効果をはるかに越えている<sup>(4)</sup>。

そこから、規約届出義務を履行しない「労働組合」に関して、その法的資格の問題と、どの範囲の「権利」が認められるべきかという問題が派生する。労働法典が、厳格な要件をもって、「労働組合」の資格を限定しても、「組合の自由」(本来的には、自由設立主義が帰結する)の原則は、無資格の「労働組合」の存在を法的に容認するからである。このような「規約届出主義」と「組合の自由」の間の空隙を埋める作業は、専ら学説と判例によって、しかも、学説が、「非届出労働組合」の法的資格問題を、判例が、その保持する「権利」の問題を、それぞれ分担する形で、担わされてきた。判例理論については、主として第3章で扱うが、学説動向と関連する限りで、ここでもふれておく。

〈18〉 学説は、「非届出労働組合」を、「事実上の団体」として、1901年法による、「非営利法人」に位置づけることでは一致している<sup>(5)</sup>。「非届出労働組合」は、その存在自体を否認されるのではなく、単に「法人格」を剥奪されるにすぎないとするのである<sup>(6)</sup>。「結社の自由」から直接的に導かれる「労働組合」の存在の承認である。1884年法がその制定時の狭隘な適用範囲を解釈の面で克服できていなかった当時、1884年法の適用範囲から除外されていた労働組合（例えば、公務員や自由業）にたいして、1901年法の適用の可否が論争されたことがあった。詳しくは、第4章でふれるが、その際、労働組合への1901年法の適用には、根強い反対論があった。その論拠は、1901年法の条文解釈<sup>(7)</sup>とともに、1884年法に準拠する労働組合の存在しか許されないとする考え方である。1884年法の枠内においてしか、「労働組合」の存在は容認されないと主張されたのであるが、現代の労働法理論においては、このような制限的な解釈は見られない。「規約届出主義」に関する1884年法の規範構造には変化がないにも拘らず、「労働法典における労働組合」以外の労働組合の存在を認め、それら労働組合への1901年法の適用を可能とする理論が一般化した意義は重要である。それには、憲法前文による「組合の自由」の理念とその原理の承認が、「非届出労働組合」の存在を容認し、それが、解釈理論に影響したとみなければならないであろう。「労働組合権」の法原理の確立にたいする「結社の自由」の寄与を確認することができる。

〈19〉 この「非届出労働組合」の法的地位については、第3章で詳述する

ように、判例が多くの判断を示してきているが、1970年代以降、明確に判断を変更している。

かっての判例は、「規約の不届出」の「自動的な結果」として、法人格が拒否されるという厳格な態度を堅持していた。しかし、1975年に、破壊院社会部判決<sup>(8)</sup>は、労働組合の新規約の届出に、法人としての変更の効果を結びつけなかつた。新規約は、旧規約とは、非本質的な点においてしか相違しておらず、「同一の法人が、実質的な変更もなく継続している」からであり、新規約の届出によって引き起こされる断絶よりも、法人の実体の継続性に優越性を与えたのである。

その後、1977年の破壊院刑事部判決<sup>(9)</sup>は、「非届出労働組合」の掲示した宣伝物が、管理職によって撤去された事件に関して、労働組合権行使阻害罪(不当労働行為)の成立を否定したが、その理由においては、その規約が届け出られていないので、「当該の組織は、労働組合に認められている権利を享有せず、したがって、その活動に向けられた妨害は、阻害罪を構成する性格のものではない」とした。この判決においては、「非届出労働組合」の法人格の問題を対象とすることは避けられ、そこで、拒否されたのは、「法人格」そのものではなく、(労働法典における)労働組合に特有の権利(阻害罪による保護対象)に過ぎなかったのである。「非届出労働組合」の問題の論点を、「労働法典によって、(労働法典における)労働組合に承認されている権利」の次元に厳密に限定しようとする配慮が明白であった。こうして、労働組合の法人格と規約の届出の間の関係は、打破されたと評価された<sup>(10)</sup>。

〈20〉 このような判例理論の変更は、学説に微妙な影響を与えた。版を重ねている代表的な労働法教科書における叙述の修正という形で具体的に現れている<sup>(11)</sup>。とくに、名実ともにリヨン・カーンとペリシェの共著となった「労働法」(ダローズ)最新版が、「非届出労働組合」を「法人格を欠く労働組合」として位置づけるようになったことが注目される<sup>(12)</sup>。学説の側から、「非届出労働組合」を、「非営利法人」という法的性格を前提にしつつも、その「労働組合」としての資格を承認する明確な論理が登場してきたと言つてよい。

〈21〉 こうした判例や学説の動向に重要な変更をもたらしたことの要因や

背景について、検討しておこう。

判例理論に直接的に影響を与えたのは、法人実在説に依拠した1954年の破毀院民事部判決<sup>(13)</sup>であろう。この判決は、法人が、法律の創設によるものではなく、その存在自体によって、法人格を保有することを認めたが、このような法人実在説の視点からすると、労働組合による法人格の取得を、「規約の届出」という形式的要件に従属させることは、困難である。けだし、判例は、労働組合の法人格が、「規約届出」の時点ではじめて取得されるとする。しかし、労働法典の規定自体においても<sup>(14)</sup>、市役所への規約の届出に先だって、労働組合は、あらかじめ「住所」を「所有」していくなければならないから、届出以前の段階の「設立中の労働組合」は、すでに「住所」という「法人」の権利の一部をなすものを保有していると解釈できるからである。したがって、労働組合の「法人格」を、「規約届出」に条件づけることは、法人理論との整合性を欠き、矛盾の存することも指摘されているのである<sup>(15)</sup>。

〈22〉 このように、解釈論の次元での法人実在説の影響は、多大であったが、その背景には、「結社の自由」の価値を無視できないであろう。労働組合の地位や権利を規定する労働法典の条項は、労働法典の規定をまつてはじめてそれが確立されたと解される「創設的規定」(例えば、労働組合の設立要件(L411-2条))と、労働法典の規定を必要とするまでもなく、本源的に存在すべきものを注意的に確認している「確認的規定」(例えば、労働組合加盟の自由規定(L411-5条)・労働組合の法人格取得規定(L411-10条))とに分類することが可能である。この「確認的規定」は、「結社の自由」の理念の具体化であって、その存在は、「労働組合」の資格要件への固執を妨げることにもなっている。すなわち、「結社の自由」の理念が、「非届出労働組合」の法的な存在と一定の権利の保持を確認させているのである。

このように、労働法典は、厳格な「届出主義」を貫こうとしているものの、届出義務を遵守しない労働組合が多数存在するという事実によって、判例解釈や学説は、柔軟な対応をとらざるをえないことを確認してきた。この「労働組合」の資格要件以外にも、労働法典の解釈論において、「届出労働組合」以外の「非届出労働組合」(「非営利法人としての労働組合」)の存在が問題と

なる事例を、次に検討する。

(註)

- (1) 現行労働法典における、「労働組合」の地位と権利を定める「第4巻(職業団体) 第1篇(職業組合)」のうち、企業内労働組合活動権を除く主要条項は、以下のとおり(労働協約は、第1巻(労働に関する取り決め)第3篇で扱われる)。

第1章 syndicat の法的地位

第1節 目的と設立

〈L 411-1〉(前掲)

〈L 411-2〉「同一の職業、類似の職業あるいは特定の生産に関与する関連職業、もしくは同一の自由業に従事する者の職業組合あるいは団体は、自由に設立されることができる。」

前項の規定の例外として、営利目的を有することなく賃労働者を雇用するものは、これら賃労働者の使用者として共通に有する利益の擁護のために、syndicat を設立することができる。」

〈L 411-3〉「すべての職業組合の設立者は、規約および、いかなる資格であれ運営あるいは管理に責任を負うものの氏名を、届け出なければならない。」

管理あるいは規約の変更の場合には、この届出は、更新される。」

〈R 411-1〉「L 411-3条に定められている届出は、syndicat が設立されている地域の市役所において行なわれる。」

市長は、初審裁判所検事にたいして、規約の送達を行なわなければならぬ。」

〈L 411-4〉「すべての職業組合のフランス人組合員で、その運営あるいは管理に責任を負うものは、公民権を享有しており、選挙法典 L 5条および L 6条に規定されているいかなる罪責も受けていてはならない。」

組合に所属する満18歳以上のすべての外国国籍のものは、前項に定められたいかなる罪責も受けていなければ、組合の運営あるいは管理の職務に就くことができる。」

〈L 411-5〉「賃労働者はすべて、その性別、年齢、国籍を問わず、その選択する職業組合に自由に加盟することができる。」

〈L 411-6〉「職業組合の組合員はすべて、L 411-4条によって定められた要件を満たすならば、その組合の運営あるいは管理に参加することができる。」

〈L 411-7〉「就業を中断したるものは、少なくとも1年間、職業に従事していたならば、賃労働者の職業組合に所属し続けること、あるいはその選択する職業組合に加盟することができる。」

〈L 411-8〉「職業組合の組合員はすべて、いかなる反対の約定にもかかわらず

ず、いつでも、脱退することができる。ただし、加盟の撤回後の6カ月間分の組合費を請求する組合の権利を害することはない。」

〈L 411-9〉「任意的な、規約上のあるいは裁判上宣告される解散の場合には、組合の財産は、規約にしたがって、あるいは規約条項が存しなければ、総会によって決定される基準にしたがって、帰属される。いかなる場合にも、組合員の間には、配分されえない。」

## 第2節 権利能力

〈L 411-10〉「職業組合は、法人格を享有する。」

〈L 411-11〉「職業組合は、訴訟をする権利を有する。職業組合は、すべての裁判機関で、その代表する職業の集団的利益への直接的あるいは間接的侵害をもたらす事実に関して、附帯私訴原告に認められるすべての権利を行使することができる。」

〈L 411-12〉「職業組合は、動産あるいは不動産を、許可を要することなく、無償あるいは有償で、取得する権利を有する。」

その会合、図書室および職業教育講座に必要な不動産および動産は、差押不能である。」

〈L 411-13〉「職業組合は、その資産の一部を、低家賃住宅の建設、および、小区分耕作貸付地、健康あるいは衛生教育のための土地の取得に振り向けることができる。」

〈L 411-14〉「職業組合は、自由に、労働の需要と供給に関する情報事務所を設立し、運営し、以下のような職業的事業を設立し、運営あるいは援助することができる。」

——災害防止職業別制度、研究所、実験所、科学的、農業的あるいは社会的教育事業、職業に関連する講義および出版」

〈L 411-15〉「職業組合は、現行法の他の規定にしたがって、組合員の間に、相互共済および退職の特別基金を設立することができる。」

この基金の資金は、共済法典によって定められた限度内で、差押不能である。

syndicat から脱退するすべてのものは、拠出金あるいは資金の払込によってその資産に寄与してきた、相互共済および老齢退職組合の組合員である権利を保持する。」

〈L 411-16〉「職業組合は、生産あるいは消費協同組合に援助金を支給することができる。」

〈L 411-17〉「職業組合は、他の syndicat、民事組合あるいは企業と契約や約定を締結することができる。どのような目的であれ、association を除いて、本篇にしたがって syndicat として設立された賃労働者の組織だけが、労働協約および協定を交渉することを認められる。労働条件を対象とする協定あるいは協約はすべて、本法典第1巻第3篇によって定められている条件のもとで、締

結される。」

〈L411-18〉「syndicat は、規約によって認められており、払い戻しの形式であっても、組合員に利益を配分しないことを条件に、以下のことを行なうことができる。

① 原料、用具、設備、機械、肥料、種子、草、動物、家畜飼料など、その職業の遂行に必要なあらゆる物品を、組合員の間で、貸与し、借用し、分配するために、購入すること

② 専ら組合員の個人的労働あるいはその経営により生じた製品の販売のために、無料斡旋すること。展示、広告、出版、注文・発送の集約化によって、この販売を容易にすること（ただし、その名前で、その責任のもとでそれを行うことはできない）」

〈L411-19〉「syndicat は、その特定性に関連するすべての紛争および問題について、諮詢されることができる。

争訴事件の場合には、syndicat の見解が、当事者に交付され、当事者は、それを周知し、複写することができる。」

〈L411-20〉「syndicat にたいして本篇に規定されていない権利を付与する特別立法の諸条項は、いかなる形でも、抵触されることはない。」

### 第3節 syndicat 連合体

〈L411-21〉「本篇の規定にしたがって正規に設立された職業組合は、その物質的および精神的な利益の研究と擁護のために、自由に連合することができる。」

〈L411-22〉「L411-1条、L411-3条、L411-4条、L411-5条、L411-6条およびL411-7条の規定は、syndicat 連合体に適用される。syndicat 連合体は、L411-3条に定められた要件により、連合体を構成する syndicat の名称と本部所在地を届け出なければならない。」

その規約は、連合体加盟の syndicat が、運営評議会や総会で代表される方法を定めなければならない。」

〈L411-23〉「連合体は、本章第2節および本篇第3章（組合商標）によって、職業組合に与えられているすべての権利を享有する。」

〈L481-1〉「L411-1条の規定に違反したる syndicat あるいは syndicat 連合体の管理者あるいは執行者は、2,000 フランから15,000 フランの罰金にて処罰される。syndicat あるいは syndicat 連合体の解散が、検事の請求により、宣告されることができる。」

規約および、管理者あるいは執行者の氏名や役職に関する虚偽の届出の場合には、罰金は、2,000 フランから15,000 フランである。」

〈R461-1〉「L411-2条（第1項）から L411-7条および R411-1条の規定に違反したる syndicat あるいは syndicat 連合体の管理者あるいは執行者は、2,

500 フランから 5,000 フランの罰金にて処罰される。」

- (2) 届出は、規約とともに、役員名を対象とするが、本稿では、「規約届出主義」としている。歴史的には、当初、労働組合側で障害となったのは、役員名の「届出」という権力への「通知」であったが、その後、この点の警戒心は薄らいできている。第 1 章で述べたような労働組合規約の実態からして、「届出」の対象となるほどに規約が整備されていない。したがって、今日では、むしろ、「届出」の障害は、規約の側にあるとみて、「規約届出主義」と位置づけた。「規約届出主義」は、規約の不届出とともに、不正規の届出（虚偽の内容・届出の遅滞など）の問題を惹起するが、本稿では、一括して、「非届出」と表現する。

なお、このような「規約届出主義」について、外尾・前掲「フランスにおける団結と団結権」38 頁は、「形式的要件」と捉え、「自由設立主義」とみる。フランスの「組合設立」についての文献としては、石井保雄「組合の自由と国際労働基準—組合の結成・運営に関する I L O と日・仏・米の比較立法的考察—」（秋田成就編『国際労働基準とわが国の社会法』（日本評論社、1987））251 頁以下。保原喜志夫「労働組合の内部問題(2)フランス」（日本労働協会雑誌第114号 44 頁、1968. 9）。恒藤武二「フランス法における団結と争議」（『労働法講座 第 7 卷（上） 外国労働法(1)』（有斐閣、1959）1885 頁）参照。

- (3) 刑事罰および解散処分が発動された事例は、裁判例として記録されているものは、目的（政治的目的・宗教的目的）違反を問われた数例にとどまる。
- (4) 判例によれば、法人格は、法律の創設ではなく、「正当な、当然の利益の擁護のための集団的な表現の可能性を備えるすべての団体」に属する権限であるとされているが、かかる条件を、労働組合は、十分に充てている。I L O 87 号条約第 7 条が、法人格の取得に関して、労働組合権の実質的な行使を危うくする条件を課すことを禁止していることとの整合性も問題である (Jean-Maurice Verdier, op. cit., p. 270.)。
- (5) Gérard Lyon-Caen, *Manuel de droit du travail et de la sécurité sociale*, LGDJ, 1955, p. 79.; Gérard Lyon-Caen et Jean Pélassier, *Droit du travail*, 14<sup>e</sup> éd., Dalloz, 1988, p. 679. (旧版と位置づけは異なる。後述。); Robert Mossé, *Economie et législation industrielles*, Aubier, 1940, p. 264.; Bernard Teyssié, *Droit du travail*, LITEC, 1980, p. 426.; *Le statut juridique des syndicats*, *Liaisons sociales*, № 10392 du 2 février 1989, p. 17.; Jean-Claude Javillier, *Droit du travail*, 2<sup>e</sup> éd., LGDJ, 1981, p. 188.; Jean-Claude Javillier, *Manuel de droit du travail*, 2<sup>e</sup> éd., LGDJ, 1988, p. 245.

ただし、Pierre-Dominique Ollier, op. cit. および André Brun et Henri Galland, op. cit. は、言及せず。特に後者は、「syndicat 契約説」との牽連性に注目される。邦文文献では、恒藤武二・前掲書 86 頁。

- (6) Nicole Catala, *Les groupement dépourvus de la personnalité juridique en*

droit du travail français, Travaux de l'association Henri Capitant des amis de la culture juridique française, Tome XXI, 1974, p. 236.

- (7) 第21条「本法は、将来にわたって、職業組合、商事会社、共済組合に関する特別法に抵触することはない。」
- (8) Soc., 19 novembre 1975, Bull. civ., 1975, V, N° 550.
- (9) Crim., 18 octobre 1977, Droit social, N° 11, novembre 1978, p. 384.
- (10) Jean-Maurice Verdier, op. cit., p. 273.
- (11) Jean Rivero et Jean Savatier, Droit du travail, PUF. は、第8版(1981年)以降、「規約届出の懈怠は、その団体から『労働組合に認められた権利を』奪う。」(8<sup>e</sup> éd., p. 143.)と叙述するが、旧版の「規約届出の懈怠は、それを怠った労働組合から、いっさいの法的存在を奪うという結果をもたらす。」(7<sup>e</sup> éd., 1978, p. 118.)という指摘と際立った対照をみせている。
- (12) Gérard Lyon-Caen et Jean Pélissier, op. cit., 14<sup>e</sup> éd., p. 679. 旧版は、「非届出労働組合」の問題を、「労働組合の設立要件：規約届出」の「制裁」の枠内で扱っていた。  
また、Jean-Claude Javillier, Manuel de droit du travail, op. cit.においても、「非届出労働組合」問題は、旧版(1986年)では、「労働組合の法人格」の項目で扱われていたが(p. 176.)、新版では、「労働組合の設立」の項目に移され(p. 245.)、「規約届出」と「法人格」とは切り離された。
- (13) Civ., 28 janvier 1954, J. C. P., 1954, II, 7978.
- (14) R 411-1 条。
- (15) Jean-Maurice Verdier, op. cit., p. 281.  
なお、前述の、規約中に、「規約届出受理番号」が、届出の日時とともに明記されている事例も、「規約届出の時点」の不明確さを示している。その「受理番号」は、規約届出によって確定するのであるから、規約条項への「受理番号」の記載は、本来的に論理矛盾をきたすべきものである。かかる内容の規約の存在自体が、「規約届出の時点」と「法人格」付与を直結させることの困難さを物語っている。

### (3) 労働法典における「労働組合」の概念と地位

#### ① 「労働組合」の概念

〈23〉 労働法典の条文の中において、「労働組合」を指称する用語は多様である<sup>(1)</sup>。表現上、労働者の組織である労働組合を指していることが明白な用語と、労働組合・使用者団体の両方を対象としうる表現がある。後者のそれぞ

れの名称の組織が、具体的にどのように定義されるべきかは、若干の事例を除いては、労働法典の中には明記されていない。行政解釈が、個々の規定の運用における具体的な基準を定めるが、これら組織を全体として捉えた場合、大きく二種類の傾向に大別される。

まず、労働組合に関する法体系の成立の沿革（「職業組合法」としての制定）に規定されて、「職業組合 (syndicat professionnel)」としての位置づけから「労働者および使用者の団体」の一方当事者としての「労働組合」の概念が、広範に登場している。他方、そのような古典的な形態の「職業組合」概念の対極に、「賃労働者の syndicat」としての「労働組合」に特化している概念が存在している<sup>(2)</sup>。歴史的な傾向としては、前者の「職業組合」としての普遍性（労使共通性）を特徴とする「労働組合」から、賃労働者の団体だけを想定する「労働組合」への発展の過程にあり、この両者が混在しているのが、現行労働法典の特徴である。

このように、多義的な「労働組合」概念の存在が認められるが、後述の労働協約当事者問題を除いては、いずれの「労働組合」も、前節の「届出義務」の履行は、当然前提とされている。労働法典に登場する「労働組合」は、「届出の労働組合」を意味し、「非届出の労働組合」（「非営利法人としての労働組合」）は、労働法典に介在することを認められていないと言ってよい。

〈24〉 ただし、行政解釈の結果、事実上の例外が、存しないこともない。それは、「失業者派遣協会」設立認可のために、意見聴取する対象として、労働法典が規定している「関係職業組織」<sup>(3)</sup>である。この「関係職業組織」は、「全国的に代表的な労働組合組織」の「県連合」とされている<sup>(4)</sup>。第1章で指摘したように、「県連合」組織は、かなりの部分が「届出義務」を履行していないと推測される。したがって、労働法典の規定する「関係職業組織」が、事実上、「非届出労働組合」を対象としていることになる。このような解釈は、期せずして、成り立ったものであるが、労働法典が、「非届出労働組合」の存在を認めた事例と位置づけることまではできないであろう。

また、「労働条件改善全国機構 (A N A C T)」<sup>(5)</sup>が、その活動の「提携先」として「労働条件改善の問題を扱うすべての機構」を挙げている<sup>(6)</sup>。ここにも、

「非届出労働組合」が包含される可能性はあるが、これも、「労働組合」としての待遇の必要性はないから、「非届出労働組合」が公認されているとみるわけにはいかない。

他方、「団体訴権」を規定した条項において、「差別反対運動のために、少なくとも5年以前に、正規に設立された association」は、外国人労働者のための組合訴権を行使するように「代表的労働組合」に要請することができる<sup>(7)</sup>。また、障害者団体(association)が、障害者のために労働関係に関わる訴権や協議の主体となっている<sup>(8)</sup>。「非届出労働組合」が、かかる運動団体として活動している場合に、労働法典の定める権限の「行使主体」になりうるか、検討を要する。いずれの団体も、1901年法に準拠する「association」であるが、「非届出労働組合」が、「届出非営利法人」の要件を満たしている場合には、その資格から、これらの権限を行使することができる。問題は、「非届出労働組合」が、1901年法上の「届出」も踏まえに「非届出非営利法人」にとどまる場合である。「非届出非営利法人」の訴訟当事者能力は、一般に否定されているから、後者の障害者のための訴権は、否定されるであろうが、前者の外国人労働者保護のための規定や後者の「協議」の規定は、そのような「非届出非営利法人」も対象としているとみなすことができる。しかし、ここでも、「非届出労働組合」が、その資格から、労働法典における地位を認められていると解することは困難である。あくまで、「非営利法人」としての資格を認められているにすぎないからである。

このように、「非届出労働組合」が、理論上登場しうる局面は、幾つか想定できるものの<sup>(9)</sup>、労働法典が、「非届出労働組合」(「非営利法人としての労働組合」)の地位を承認している事例は、次項の協約関係を除いては、皆無であると言ってよい<sup>(10)</sup>。むしろ、労働法典における「労働組合」の概念と地位について、特筆されなければならないのは、労働法典の規定する「労働組合」の権限は、その大部分が、「代表的な労働組合」に限定されていることである。この傾向は、最近の立法の中で<sup>(11)</sup>、一層強まっているが、その分析作業は、別個の視点から、「労働組合の制度化」とも関連させて検討されなければならないであろう。

## ② 労働協約当事者

〈25〉 労働協約の当事者については、労働法典は、労働者側と使用者側とを区別する<sup>(12)</sup>。労働者側は、「全国段階で代表性を認定された労働組合組織」、「これら組織に加盟する労働組合組織」あるいは「協約の適用範囲において代表性を証明する労働組合組織」である。他方、使用者側は、「使用者側組合組織、その他の団体あるいは個別的に集合している使用者の集団」、もしくは、「1901年法により設立されている使用者の association」である。使用者側当事者の規定とは異なって、労働者側当事者には、「association としての労働組合」(「非届出労働組合」)は位置づけられていない。L411-21条によれば、「正規に設立された労働組合」が、連合体を構成するが、現実には、「全国段階で代表的な労働組合」(現在のところ、CGT・CFDT・FO・CFTC・CGC)は、「非届出労働組合」も構成団体としている。したがって、「全国段階で代表性を認定された労働組合組織」の「加盟組織」が、「非届出労働組合」(1901年法による非営利法人)である場合に、協約当事者となることができるであろうか。

この問題に関しては、現行の労働法典は、協約法制とは別個に、L411-17条が、「どのような目的であれ、association を除いて」、「労働法典における労働組合」だけに、労働協約の交渉当事者を限定し、「非届出労働組合」による労働協約締結権限を否認している。しかし、旧規定<sup>(13)</sup>の解釈においては、「非届出労働組合」あるいは「事実上の団体」の協約締結権限が認められ、1901年法に準拠する団体が、「労働組合」と同等の地位を認められていた<sup>(14)</sup>ことは重要な事実である。

他方、労働法典 L135-4 条<sup>(15)</sup>は、その構成員が労働協約の適用を受けている訴訟能力を有する組織や団体 (groupement) にたいして、協約に関する訴訟を提起し、あるいは提起された協約に関する訴訟に参加することを認めている。したがって、その団体が、職業的性格を持つことを唯一の要件として、1901年法に準拠する association は、労働協約に関する訴訟の当事者能力を有することができる<sup>(16)</sup>。

以上のように、労働協約制度においては、「非届出労働組合」を含む「1901年法による association」が、その資格から、法的地位を承認されている。もちろん、その歴史的な経過や、労働法典全体との整合性など、検討されるべき問題も残っているが、本稿の検証すべき課題である「労働組合(1884年法)」と「結社(1901年法)」との同一次元での混在を、法的に裏付けるものとしての意義を見いだすことができよう<sup>(17)</sup>。

### ③ 労働組合構成員

〈26〉 労働組合の構成員の範囲に関しては、前述のように、憲法前文の「すべての人」という文言の存在と、労働法典における限定的な規定の解釈との関係が問題になる<sup>(18)</sup>。失業者あるいは退職者が、労働組合の構成員となる権利を有することは、自明の事であり、労働法典もそれに対応した規定を設けている<sup>(19)</sup>が、問題は、失業者（あるいは退職者）だけの「労働組合」を設立することができるかである。

オルー法改革の際に、L 411-7条に、（失業者・退職者は）「その選択する職業組合に加盟することができる。」という条項が追加された。議会での、法案審議過程においては、従来、失業者だけの「労働組合」は、1901年法の「非営利法人」たる地位を有するにすぎなかったことが指摘されていた<sup>(20)</sup>。したがって、新L 411-7条の規定によって、失業者（あるいは退職者）だけの労働組合が、「労働法典における労働組合」として認知される解釈も成り立つものとみられていたが、1984年11月30日の労働省通達は、従来どおり、「退職者は、就業者の労働組合だけに所属することができる。」との見解を明らかにした<sup>(21)</sup>。したがって、失業者・退職者だけの組織は、1901年法による「非営利法人」の法的地位を有することになるが、これらの組織が現実の労働運動において大きな役割を果たしているだけに<sup>(22)</sup>、第1章で観察したように、失業者・退職者組織の「労働組合」性をめぐる問題は、解消されていないのである。その問題の根本は、失業者・退職者の「組合の自由」と、労働法典の次元での「労働組合権」の齟齬にあり、「労働組合権」と「結社の自由」の並存という、フランスの労働法制度の本質に根ざしていると言えよう。

〈27〉 現行立法制度における「労働組合」の地位をめぐる、以上の検討を通じて、そこでは、「労働組合」が、「結社」の一分枝として存在しているという実態を背景として、「労働組合権」と「結社の自由」の相互関係が、きわめて非固定的であり、むしろ、「労働組合権」が、「結社の自由」に内包されるべき理論的状況が確認されたであろう。「労働組合権」は、その目的や適用範囲をめぐる限定を前提として、根源的には、「結社の自由」のひとつの具現にすぎないのである。しかし、「労働組合権」を、実定法として確認した1884年法の歴史的性格とその限界から、労働法典が明文をもって保障する「労働組合権」制度は、指摘してきたような多くの局面で、「結社の自由」との緊張関係をはらまざるをえなかった。そして、その結果、「労働法典における労働組合」と「非届出労働組合」との間の「空隙」が出現したのであるが、その「空隙」を埋める作業を担った判例の動向を次章で検討する。

#### (註)

- (1) 例 : syndicat, syndicat professionnel, syndicat de travailleurs, organisation professionnelle, organisations (les plus représentatives) (des employeurs et des salariés), organisation syndicale (représentative) de salariés, groupements, organisme (professionnel ou interprofessionnel).
- (2) L 411- 5 条に代表される。
- (3) L 128条。
- (4) 1987年5月3日社会問題大臣通達。Travail Social Actualités, N° 177 du 5 juin 1987, p. 9. 矢部恒夫「フランスにおける失業者派遣協会について」(修道法学第11巻1号, 1989. 3) 134頁参照。
- (5) A N A C Tについては、保原喜志夫「フランスの国立労働条件改善機構について」(労働基準1985年9月号26頁, 10月号26頁) が紹介している。
- (6) L 200- 6 条。
- (7) L 341- 6 - 3 条。
- (8) L 323- 8 - 7 条, L 323- 9 条。なお、雇用平等に関する訴権は、「代表的労働組合」に認められる (L 123- 6 条)。
- (9) 他には、労働法典の諸規定の適用範囲について、「非届出労働組合」が職員を雇用している場合には、「association」に該当するものとして扱われる。
- (10) 労働法典以外の法体系においては、「労働法典による労働組合」と「1901年法による非営利法人としての労働組合」の並存を認容する例がある。例えば、1935

年12月31日法(予算法)第9条では、「1901年7月1日法および労働法典第3巻(職業組合)にしたがって設立されたassociationにたいしてなされる不動産の寄付は、民事会社あるいは商事会社にたいする寄付と同額の手数料に服する。」と規定された。Loi du 31 décembre 1935 portant fixation du budget général de l'exercice 1936, Gazette du Palais, 1936, 1, p. 996.; V., François Geny, op. cit., N° 9.

- (11) 島田陽一「労使関係と法の動向：1989年：フランス」(日本労働研究雑誌第365号, 1990. 3) 39頁参照。
- (12) L 132-2条。
- (13) 1957年4月17日法により、現行規定のように、「どのような目的であれ、associationを除いて」という文言が挿入された。旧規定には、「本篇にしたがってsyndicatとして設立された賃労働者の組織」(「労働法典における労働組合」という制限的な条件も明記されていなかった。そのため、本文叙述のように、「非届出労働組合」による労働協約締結権が承認されることも可能であった。盛誠吾「フランス・労働協約拡張制度の展開」(一橋論叢第102巻1号, 1989. 7) 6頁参照。
- (14) Paul Durand, La conclusion des conventions collectives de travail par les associations soumises à la loi du 1<sup>er</sup> juillet 1901, Droit social, N° 9, novembre 1950, p. 357.; Paul Durand, La loi du 11 février 1950 sur les conventions collectives du travail, Droit social, N° 3, mars 1950, p. 93, N° 4, avril, p. 155 et N° 5, mai, p. 186.; Charles Ozanam, op. cit., p. 29.; Associations à objet syndical et conventions collectives, Circulaire du ministère du travail du 26 novembre 1937, Note de M<sup>e</sup> Henri Teitgen, Droit social, N° 2, février 1938, p. 92.
- (15) L 135-4条「訴訟能力を有する組織あるいは団体で、その構成員が労働協約・協定に拘束されていれば、その構成員の利益のために、そこから生じる訴訟を提起することができる。その際、当事者が通知され、反対の表明をしない限り、当事者の委任を必要とすることはない。当事者は、つねに、その組織あるいは団体によって開始された訴訟に参加することができる。」
- 労働協約・協定から生じる訴訟が、使用者にたいしてあるいは組織・団体にたいして提起されるときには、訴訟能力を有し、その構成員が協約・協定に拘束されていれば、紛争の解決がその構成員にたいしてもたらすことができる集団的利益を理由として、開始された訴訟に参加することができる。」
- (16) 破毀院は以下のように判示している。「パリ地域交通公団(R A T P)旧活動家親睦委員会(Comité d'Entente des Anciens Combattants)は、1901年法制度により設立されているが、R A T P職員以外の構成員から構成され、したがって、その使用者にたいする加盟員の職業的利益の擁護を唯一の目的とする

のではなく、したがって、訴訟に参加する権限を有していないのであるから、職業団体ではない。」(Soc., 2 juillet 1969, Bull. civ., 1969, V, N° 460.)

- (17) 協約の締結能力・訴訟能力と法人格の関係については、Gérard Lyon-Caen, *Les groupements et organismes sans personnalité juridique en droit du travail*, op. cit., p. 205. が以下のように分類する。

E C諸国の中でも、労働組合は、法人格を有しないが、協約締結能力や訴訟能力を有する制度（ドイツ・イタリア・ベルギー・ルクセンブルグ）と、協約締結は、法人格を有する労働組合に限定されている制度（フランス・オランダ）とに分かれる。このような制度の選択と、「労働組合権」と「結社の自由」との関係のあり方との関連性（ドイツ・イタリア・フランスは、区別されたうえで、それぞれの法的地位を与えられるが、ベルギー・オランダ・ルクセンブルグでは、両者は、混同している。V., *Répertoire de droit du travail*, op. cit., p. 5.）に注目されよう。

(18) Bernard Teyssié, op. cit., p. 423.

(19) L 411- 7 条。

(20) Rapport par Daniel Hoeffel relatif au développement des institutions représentatives du personnel, Doc., Sénat, N° 506 (1981-1982), p. 37.

(21) Circulaire DRT N° 13 du 30 novembre 1984, *Liaisons sociales, Législation sociale*, N° 5579 du 20 décembre 1984.

この通達は、L 411- 5 条における「賃労働者」の用語には、職業活動に従事していないものも含まれることを確認し、退職者は、その選択する労働組合へ加盟し続けることもできるし（これは旧法のもとでも可能であった）、労働組合組織にはじめて加盟することもできるとした。しかし、その対象となる労働組合は、就業者の労働組合だけであり、立法者は、退職者の独立した特別の労働組合を設立する可能性を承認しなかったとしている。

(22) 最近の数量的な指標を紹介する。C G T第43回大会（1989年5月）で公表された数字によると（Le Peuple, N°s 1291-93 du 22 juin 1989.），1987年末での組合員総数1,030,843名中、退職者数は233,181名（22.6%）しめている。また、大会に代表を派遣した17,732組織981名の代議員のうち、退職者関係は、2,806組織（15.8%）59名の代議員（6%）であった。また、C F D Tの公表数字によれば（*Liaisons sociales*, N° 10736 du 28 juin 1990.），1989年の組合員数（正規組合費納入者）539,000名中、退職者は、81,000名（15%）である。